

(別紙)

農地集積・集約化対策事業実施要綱（平成26年2月6日付け25経営第3139号農林水産事務次官依命通知）（本文）新旧対照表  
（下線部分は改正部分）

改正後	現行
<p>農地集積・集約化対策事業実施要綱</p> <p>農林水産事務次官依命通知</p> <p>制定 平成26年2月6日付け25経営第3139号</p> <p>改正 平成26年3月31日付け25経営第3139号-1</p> <p>改正 平成27年4月9日付け26経営第3247号</p> <p>改正 平成28年3月30日付け27経営第3252号</p> <p>改正 平成28年10月11日付け28経営第1632号</p> <p>改正 <u>平成29年3月28日付け28経営第3196号</u></p>	<p>農地集積・集約化対策事業実施要綱</p> <p>農林水産事務次官依命通知</p> <p>制定 平成26年2月6日付け25経営第3139号</p> <p>改正 平成26年3月31日付け25経営第3139号-1</p> <p>改正 平成27年4月9日付け26経営第3247号</p> <p>改正 平成28年3月30日付け27経営第3252号</p> <p>改正 平成28年10月11日付け28経営第1632号</p>
第1・2 [略]	第1・2 [略]
第3 事業の内容 1・2 [略]	第3 事業の内容 1・2 [略]
[削る]	<p><u>3 農地情報公開システム等整備事業（平成25年度補正予算事業）</u></p> <p><u>担い手への農地の集積・集約化を促進するため、農業委員会（農地法（昭和27年法律第229号）第60条第1項の規定により市町村長が処理することとされた市町村にあつては市町村（以下「農業委員会等」といいます。）による農地情報の公開及び農地台帳の電算化・地図化に必要な次の事業に係る経費について、別記3により補助します。</u></p> <p><u>(1) 農地情報公開システム整備事業</u></p> <p><u>全国各地の農地に関する情報を地図上で見ることができる「一元的電子マップシステム」を民間団体が農業委員会等の協力を得て構築します。</u></p> <p><u>(2) 農地台帳システム整備事業</u></p> <p><u>農業委員会等が行う農地台帳の電子化に要する経費等を支援します。</u></p>

3 農地情報公開システム本格稼働加速化事業（平成28年度補正予算事業）

担い手への農地の集積・集約化を加速するため、<sup>※</sup>全国農業委員会ネットワーク機構が行う、農業委員会（農地法（昭和27年法律第229号）第60条第1項の規定により市町村長が処理することとされた市町村にあつては市町村（以下「農業委員会等」といいます。）」が有する農地法第52条の2の規定により作成された農地台帳に基づく農地情報の農地情報公開システムへのデータ変換及び移行に係る経費について、別記3により補助します。

4 機構集積支援事業

農地中間管理機構が担い手への農地の集積・集約化を促進するに当たって、農業委員会等が関連する業務を適切に実施できるよう、次の事業に係る経費について、別記4により補助します。

(1)～(4) [略]

(5) 農地情報公開システム管理事業

担い手への農地の集積・集約化を促進するため、全国農業委員会ネットワーク機構が行う次のア及びイに要する経費について補助金を交付します。

ア 農業委員会等及び都道府県農業委員会ネットワーク機構との調整、研修会の実施等に要する経費について補助金を交付します。

イ 農地情報公開システムの保守・運用の取組に要する経費について補助金を交付します。

第4 事業の仕組み

1 都道府県基金事業

(1) 第3の1の(1)、(2)、(3) 及び2の事業については、平成27年度までに国から都道府県に対して交付された補助金により造成された事業資金を取り崩して実施する場合に限り、都道府県基金事業として実施することができます。

4 農地情報公開システム本格稼働加速化事業（平成28年度補正予算事業）

担い手への農地の集積・集約化を加速するため、<sup>※</sup>全国農業委員会ネットワーク機構が行う、農業委員会等有する農地法第52条の2の規定により作成された農地台帳に基づく農地情報の農地情報公開システムへのデータ変換及び移行に係る経費について、別記4により補助します。

5 機構集積支援事業

農地中間管理機構が担い手への農地の集積・集約化を促進するに当たって、農業委員会等が関連する業務を適切に実施できるよう、次の事業に係る経費について、別記5により補助します。

(1)～(4) [略]

[新設]

第4 事業の仕組み

1 都道府県基金事業

(1) 第3の1の(1)、(2)、(3)、2及び3の(2)の事業については、平成27年度までに国から都道府県に対して交付された補助金により造成された事業資金を取り崩して実施する場合に限り、都道府県基金事業として実施することができます。

2・3 [略]

[削る]

4 農地情報公開システム本格稼働加速化事業（平成28年度補正予算事業）

- (1) 第3の3の事業は、次により実施します。
- (2) [略]

5 機構集積支援事業

- (1) 第3の4の事業は、次により実施します。
- (2)・(3) [略]

第5 事業実施主体

1 農地中間管理機構事業

- (1)・(2) [略]
- (3) 農地中間管理事業等推進事業  
ア・イ [略]
- (4) [略]

2 [略]

[削る]

2・3 [略]

4 農地情報公開システム整備事業（平成25年度補正予算事業）

- (1) 第3の3の(1)の事業は、次により実施します。
- (2) 第1の趣旨を踏まえ、(1)の事業に必要な経費について、経営局長が別に定める公募要領に基づき応募した者から選定された団体（以下「システム整備団体」といいます。）に対して定額で補助金を交付します。
- (3) システム整備団体は、国から交付された補助金により、事業資金を造成します。
- (4) システム整備団体は、経営局長への申請に基づき、事業資金から本事業に要する経費を取り崩して事業を実施します。

5 農地情報公開システム本格稼働加速化事業（平成28年度補正予算事業）

- (1) 第3の4の事業は、次により実施します。
- (2) [略]

6 機構集積支援事業

- (1) 第3の5の事業は、次により実施します。
- (2)・(3) [略]

第5 事業実施主体

1 農地中間管理機構事業

- (1)・(2) [略]
- (3) 農地中間管理機構事業等推進事業  
ア・イ [略]
- (4) [略]

2 [略]

3 農地情報公開システム等整備事業（平成25年度補正予算事業）

- (1) 農地情報公開システム整備事業

3 [略]

4 機構集積支援事業

(1)～(4) [略]

(5) 農地情報公開システム管理事業

本事業の事業実施主体は、全国農業委員会ネットワーク機構とします。

第6 都道府県基金事業の実施等

1 [略]

2 事業資金の管理

(1) [略]

(2) [略]

ア [略]

イ ア以外の流用(第3の1及び2の事業間並びにこれらの事業の事業資金相互間の流用に限る。)であって、第6の3の(3)のイにより申請し、第6の3の(4)の承認を受けた場合

(3) 都道府県は、都道府県基金事業に係る事業資金ごとに次の勘定科目により他の業務に係る資金と区別して経理するものとします。

ア・イ [略]

[削る]

(4)・(5) [略]

(6) 都道府県は、第5の1及び2の事業実施主体から本事業に要する経費の返還があった場合は、これを各事業資金に繰り入れるものとします。

本事業の事業実施主体は、システム整備団体とします。

(2) 農地台帳システム整備事業

本事業の事業実施主体は、農業委員会等とします。

4 [略]

5 機構集積支援事業

(1)～(4) [略]

[新設]

第6 都道府県基金事業の実施等

1 [略]

2 事業資金の管理

(1) [略]

(2) [略]

ア [略]

イ ア以外の流用(第3の1及び2の事業間並びにこれらの事業の事業資金相互間の流用に限る。)であって、第6の3の(4)のイにより申請し、第6の3の(5)の承認を受けた場合

(3) 都道府県は、都道府県基金事業に係る事業資金ごとに次の勘定科目により他の業務に係る資金と区別して経理するものとします。

ア・イ [略]

ウ 農地台帳システム整備事業に係る事業資金は、「農地台帳システム整備事業勘定」

(4)・(5) [略]

(6) 都道府県は、第5の1、2及び3の(2)の事業実施主体から本事業に要する経費の返還があった場合は、これを各事業資金に繰り入れるものとします。

### 3 都道府県基金事業計画の作成及び承認手続等

(1)・(2) [略]

[削る]

#### (3) 都道府県事業

ア 都道府県知事は、機構計画及び市町村計画（以下「機構計画等」といいます。）の内容について、必要な調整を行った上で、それぞれの計画の内容が本実施要綱等に照らして適当と判断する場合は、都道府県（年度別）事業実施計画（別紙様式第4-1号。以下「都道府県計画」といいます。）を作成し、別紙様式第2号により、地方農政局長（北海道にあっては経営局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下「地方農政局長等」といいます。）へ承認の申請をしてください。特に、機構集積協力金交付事業の実施に当たっては、機構計画と市町村計画との整合について、留意してください。

イ 都道府県知事は、第6の2の(2)のイの流用を行おうとする場合には、別紙様式第4-1号に都道府県基金の事業資金活用計画書（別紙様式第4-3号）を添付して地方農政局長等へ承認の申請をしてください。

ウ 都道府県知事は、別記2第10の4の交付基準について、都道府県計画の申請の前に、別紙様式第4-2号により地方農政局長等へ承認の申請をしてください。ただし、都道府県計画に第3の2の事業の実施計画が含まれていない場合は、この限りではありません。

(4) 地方農政局長等は、(3)により提出された都道府県計画及び交付基準の内容を審査し、その内容が適当と認められる場合は、当該計画及び交付基準を承認するとともに、その結果を都道府県知事に通知するものとします。

### 3 都道府県基金事業計画の作成及び承認手続等

(1)・(2) [略]

#### (3) 農地台帳システム整備事業

農業委員会等が、第5の3の(2)の事業実施主体として事業を実施する場合は、農業委員会会長又は市町村長（以下「農業委員会会長等」といいます。）は、農地台帳システム整備事業（年度別）実施計画（別紙様式第4号。以下「台帳システム整備計画」といいます。）を作成し、別紙様式第2号により都道府県知事へ承認の申請をしてください。

#### (4) 都道府県事業

ア 都道府県知事は、機構計画、市町村計画及び台帳システム整備計画（以下「機構計画等」といいます。）の内容について、必要な調整を行った上で、それぞれの計画の内容が本実施要綱等に照らして適当と判断する場合は、都道府県（年度別）事業実施計画（別紙様式第5-1号。以下「都道府県計画」といいます。）を作成し、別紙様式第2号により、地方農政局長（北海道にあっては経営局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下「地方農政局長等」といいます。）へ承認の申請をしてください。特に、機構集積協力金交付事業の実施にあたっては、機構計画と市町村計画との整合について、留意してください。

イ 都道府県知事は、第6の2の(2)のイの流用を行おうとする場合には、別紙様式第5-1号に都道府県基金の事業資金活用計画書（別紙様式第5-3号）を添付して地方農政局長等へ承認の申請をしてください。

ウ 都道府県知事は、別記2第10の4の交付基準について、都道府県計画の申請の前に、別紙様式第5-2号により地方農政局長等へ承認の申請をしてください。ただし、都道府県計画に第3の2の事業の実施計画が含まれていない場合は、この限りではありません。

(5) 地方農政局長等は、(4)により提出された都道府県計画及び交付基準の内容を審査し、その内容が適当と認められる場合は、当該計画及び交付基準を承認するとともに、その結果を都道府県知事に通知するものとします。

(5) 都道府県知事は、(4)によりその内容が適当と認められる旨の通知を受けたときは、速やかに、機構の長、市町村長及び農業委員会会長（以下「機構の長等」といいます。）に対して、機構計画等をそれぞれ承認した旨の通知を行ってください。

(6) 機構計画等、都道府県計画及び都道府県基金の事業資金活用計画について、以下の変更が生じた場合、(1)から(5)までの手続を準用してください。

また、交付基準を変更する場合は、(3)のウ及び(4)の手続を準用します。

ア 事業実施主体の変更

イ 第3の1及び2の事業ごとに事業費又は国庫補助金の3割を超える増減

ウ 第3の1及び2に掲げる事業の中止又は新規の実施

エ 第6の2の(2)のイの流用額の増加

#### 4 都道府県基金の決算報告

都道府県知事は、事業資金造成後の毎年3月31日現在において事業資金決算報告書（別紙様式第5号。以下「決算報告書」といいます。）を作成し、6月15日までに地方農政局長等へ報告してください。ただし、年度を通じて事業資金が無い場合はこの限りではありません。

#### 5 都道府県基金事業の事業完了報告

(1)・(2) [略]

[削る]

(3) 都道府県知事は、(1)及び(2)により提出された事業完了報告書を取りまとめた上で、都道府県事業完了報告書（別紙様式第4-1号）を作成し、別紙様式第6号により都道府県基金事業を完了した日から1か月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日（地方公共団体に対し補助金の全額が概算払により交付された場合は翌年度の6月10日）までに地方農政局長等へ報告してください。

(6) 都道府県知事は、(5)によりその内容が適当と認められる旨の通知を受けたときは、速やかに、機構の長、市町村長及び農業委員会会長（以下「機構の長等」といいます。）に対して、機構計画等をそれぞれ承認した旨の通知を行ってください。

(7) 機構計画等、都道府県計画及び都道府県基金の事業資金活用計画について、以下の変更が生じた場合、(1)から(6)までの手続を準用してください。

また、交付基準を変更する場合は、(4)のウ及び(5)の手続を準用します。

ア 事業実施主体の変更

イ 第3の1、2及び3の(2)の事業ごとに事業費又は国庫補助金の3割を超える増減

ウ 第3の1、2及び3の(2)に掲げる事業の中止又は新規の実施

エ 第6の2の(2)のイの流用額の増加

#### 4 都道府県基金の決算報告

都道府県知事は、事業資金造成後の毎年3月31日現在において事業資金決算報告書（別紙様式第6号。以下「決算報告書」といいます。）を作成し、6月15日までに地方農政局長等へ報告してください。ただし、年度を通じて事業資金が無い場合はこの限りではありません。

#### 5 都道府県基金事業の完了報告

(1)・(2) [略]

(3) 農業委員会会長等は、毎年度、3の(3)の事業が完了したときは、農地台帳システム整備事業完了報告書（別紙様式第4号。以下「台帳システム整備事業完了報告書」といいます。）を作成し、都道府県知事へ報告してください。

(4) 都道府県知事は、(1)から(3)までにより提出された事業完了報告書を取りまとめた上で、都道府県事業完了報告書（別紙様式第5-1号）を作成し、別紙様式第7号により都道府県基金事業を完了した日から1か月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日（地方公共団体に対し補助金の全額が概算払により交付された場合は翌年度の6月10日）までに地方農政局長等へ報告してください。

なお、第6の2の(2)のイの流用を行った場合は、別紙様式第4-1号に都道府県基金の事業資金活用完了報告書(別紙様式第4-3号)を添付してください。

6~8 [略]

第7 農地集積奨励金交付事業、農地中間管理事業等推進事業及び機構集積協力金交付事業

[略]

1 事業計画の作成と承認手続等

農地集積奨励金交付事業等の実施に係る機構計画、市町村計画及び都道府県計画の作成、承認申請及び承認並びに計画変更の手続については、第6の3の手続に準じて行うこととします。

2 事業の完了報告

農地集積奨励金交付事業等の完了報告に係る手続については、第6の5の手続に準じて行うこととします。

3 [略]

第8 企業参入促進事業

1 事業実施計画の作成と承認手続等

(1) 参入促進団体は、企業参入促進事業実施計画(別紙様式第7号。以下「参入促進計画」といいます。)を作成し、経営局長へ承認の申請をしてください。

(2) [略]

(3) 参入促進団体は、参入促進計画に事業費又は国庫補助金の3割を超える増減の変更が生じた場合は、(1)及び(2)の手続に準じて、経営局長の承認を受けてください。

なお、第6の2の(2)のイの流用を行った場合は、別紙様式第5-1号に都道府県基金の事業資金活用完了報告書(別紙様式第5-3号)を添付してください。

6~8 [略]

第7 農地集積奨励金交付事業、農地中間管理事業等推進事業及び機構集積協力金交付事業

[略]

1 事業計画の作成と承認手続等

農地集積奨励金交付事業等の実施に係る機構計画、市町村計画及び都道府県計画の作成、承認申請及び承認並びに計画変更の手続については、第6の3の(1)、(2)及び(4)から(7)までの手続に準じて行うこととします。

2 事業の完了報告

農地集積奨励金交付事業等の完了報告に係る手続については、第6の5の(1)、(2)及び(4)の手続に準じて行うこととします。

3 [略]

第8 企業参入促進事業

1 事業実施計画の作成と承認手続等

(1) 参入促進団体は、企業参入促進事業実施計画(別紙様式第8号。以下「参入促進計画」といいます。)を作成し、経営局長へ承認の申請をしてください。

(2) [略]

(3) 参入促進団体は、参入促進計画に事業費又は国庫補助金の3割を超える増減の変更が生じた場合は、(1)から(2)までの手続に準じて、経営局長の承認を受けてください。

## 2 事業の完了報告

参入促進団体は、企業参入促進事業が完了したときは、企業参入促進事業完了報告書（別紙様式第7号。以下「参入促進事業完了報告書」といいます。）を作成し、事業を完了した日から1か月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに経営局長へ報告してください。

## 3 [略]

[削る]

## 2 事業の完了報告

参入促進団体は、企業参入促進事業が完了したときは、企業参入促進事業完了報告書（別紙様式第8号。以下「参入促進事業完了報告書」といいます。）を作成し、事業を完了した日から1か月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに経営局長へ報告してください。

## 3 [略]

## 第9 農地情報公開システム整備事業の実施等

### 1 農地情報公開システム整備事業の実施に当たっての条件

農地情報公開システム整備事業（以下「公開システム整備事業」といいます。）の実施に当たっては、別紙を準用した条件が付されるものとします。この場合、都道府県基金事業を公開システム整備事業、都道府県知事をシステム整備団体の代表者、機構の長、市町村長及び農業委員会会長を共同機関、委託先及び再委託先、機構等を共同機関等、補助金を委託費等、補助事業を委託等、地方農政局長等を経営局長と読み替えるものとします。

### 2 事業資金の管理

(1) システム整備団体は、事業資金を他の業務に係る資金と区別して経理するものとします。

(2) システム整備団体は、事業資金を金融機関への預金により運用するものとします。

(3) システム整備団体は、事業資金の運用収入及び事業資金の取崩しによる収入については本事業の実施に要する経費に充当するものとし、他の費用に充当してはならないものとします。

### 3 事業計画の作成と承認手続等

(1) システム整備団体は、農地情報公開システム整備事業実施計画（別紙様式第9号。以下「公開システム整備計画」といいます。）を作成し、別紙様式第10号により、経営局長へ承認の申請をしてください。

(2) 経営局長は、(1)により提出された公開システム整備計画を審査し、その内容が適当と認める場合は、当該計画を承認するとともに、その結果をシステム整備団体に通知します。また、承認した公開システム整備計画に基づき、補助金を交付するものとします。

#### 4 事業資金の決算報告

事業資金の造成後の毎年3月31日現在において事業資金決算報告書(別紙様式第11号。以下「公開システム整備事業決算報告書」といいます。)を作成し、4月10日までに経営局長へ報告してください。

#### 5 農地情報公開システム整備事業の完了報告

システム整備団体は、事業が完了したときは、農地情報公開システム整備事業完了報告書(別紙様式第12号。以下「公開システム整備事業完了報告書」といいます。)を作成し、公開システム整備事業を完了した日から1か月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに経営局長へ報告してください。

#### 6 農地情報公開システム整備事業の中止又は廃止

(1) 農地情報公開システム整備事業に係る事業資金の廃止時期は平成28年度とします。

(2) システム整備団体は、公開システム整備事業を中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ経営局長の承認を受けてください。

(3) 経営局長は、(2)の承認をする場合は、必要に応じて条件を付すことができることとします。

#### 7 農地情報公開システム整備事業の事故の報告

システム整備団体は、公開システム整備事業の遂行が困難になった場合においては、速やかに経営局長に報告し、その指示を受けてください。

#### 8 農地情報公開システム整備事業の終了等

(1) 経営局長は、次に掲げる場合には、公開システム整備事業について終了又は変

更を命ずることができることとします。

ア システム整備団体が、補助金適正化法、補助金適正化法施行令、交付規則、本実施要綱若しくは交付要綱又はこれらに基づく経営局長の処分若しくは指示に違反した場合

イ システム整備団体が、事業資金を公開システム整備事業以外の用途に使用した場合

ウ システム整備団体が、事業資金の管理等に関して不正、怠慢その他不適切な行為をした場合

エ 事業資金の全部又は一部の造成を継続する必要がなくなった場合

(2) 経営局長は、(1)の終了又は変更を命じた場合において、事業資金から支出した金額に相当する金額について、期限を付して事業資金に充当することを命ずることができます。

ただし、経営局長がやむを得ない事情があると認めるときの取扱いは補助金適正化法第18条第3項に準じるものとします。

(3) (2)の期限内に事業資金に充当がされない場合には、経営局長は、未納に係る額について、システム整備団体にその未納に係る期間に応じて年利5.0%の割合で計算した延滞金の事業資金への充当を併せて命ずるものとします。

## 第9 農地情報公開システム本格稼働加速化事業の実施等

### 1 事業計画の作成と承認手続

(1) 全国農業委員会ネットワーク機構の長は、農地情報公開システム本格稼働加速化事業実施計画（別紙様式第8号。以下「システム本格稼働計画」といいます。）を作成し、別紙様式第9号により、経営局長へ承認の申請をしてください。

(2) [略]

(3) 全国農業委員会ネットワーク機構の長は、事業費又は国庫補助金の3割を超える増減の変更が生じた場合は、(1)及び(2)の手続きに準じて、経営局長の承認を受けてください。

### 2 農地情報公開システム本格稼働加速化事業の完了報告

全国農業委員会ネットワーク機構の長は、農地情報公開システム本格稼働加速化

## 第10 農地情報公開システム本格稼働加速化事業の実施等

### 1 事業計画の作成と承認手続

(1) 全国農業委員会ネットワーク機構の長は、農地情報公開システム本格稼働加速化事業実施計画（別紙様式第13号。以下「システム本格稼働計画」といいます。）を作成し、別紙様式第14号により、経営局長へ承認の申請をしてください。

(2) [略]

(3) 全国農業委員会ネットワーク機構の長は、事業費又は国庫補助金の3割を超える増減の変更が生じた場合は、(1)から(2)までの手続きに準じて、経営局長の承認を受けてください。

### 2 農地情報公開システム本格稼働加速化事業の完了報告

全国農業委員会ネットワーク機構の長は、農地情報公開システム本格稼働加速化

事業が完了したときは、農地情報公開システム本格稼働加速化事業完了報告書（別紙様式第10号。以下「システム本格稼働事業完了報告書」といいます。）を作成し、事業を完了した日から1か月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに経営局長へ報告してください。

### 3 [略]

## 第10 機構集積支援事業

### 1 事業実施計画の作成・承認の手続

- (1) 農業委員会等が、第5の4の(1)及び(2)の事業実施主体として事業を実施する場合は、農業委員会会長等は、機構集積支援事業実施計画（別紙様式第11号。以下「農業委員会等事業計画」といいます。）を作成し、都道府県知事へ提出してください。
- (2) 都道府県農業委員会ネットワーク機構が、第5の4の(3)の事業実施主体として事業を行う場合は、都道府県農業委員会ネットワーク機構の長は、機構集積支援事業実施計画（別紙様式第11号。以下「都道府県ネットワーク機構事業計画」といいます。）を作成し、都道府県知事へ提出してください。
- (3) 都道府県知事は、農業委員会等事業計画及び都道府県ネットワーク機構事業計画について必要な調整を行った上で、計画内容が本事業実施要綱等に照らして適当と判断する場合は、都道府県機構集積支援事業実施計画（別紙様式第12号。以下「都道府県支援計画」といいます。）を作成し、農業委員会等事業計画及び都道府県ネットワーク機構事業計画を添えて地方農政局長等へ承認の申請をしてください。
- (4) 地方農政局長等は、(3)により提出された都道府県支援計画の内容を審査し、その内容が適当であり、かつ、事業実施主体が別記4の第3に規定する要件を満たすと認められる場合は、当該計画を承認するとともに、その結果を都道府県知事に通知するものとします。
- (5) [略]
- (6) 農業委員会等事業計画、都道府県ネットワーク機構事業計画又は都道府県支援計画について、以下の変更が生じた場合は、(1)から(4)までの手続に準じ

事業が完了したときは、農地情報公開システム本格稼働加速化事業完了報告書（別紙様式第15号。以下「システム本格稼働事業完了報告書」といいます。）を作成し、事業を完了した日から1か月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに経営局長へ報告してください。

### 3 [略]

## 第11 機構集積支援事業

### 1 事業実施計画の作成・承認の手続

- (1) 農業委員会等が、第5の5の(1)及び(2)の事業実施主体として事業を実施する場合は、農業委員会会長等は、機構集積支援事業実施計画（別紙様式第16号。以下「農業委員会等事業計画」といいます。）を作成し、都道府県知事へ提出してください。
- (2) 都道府県農業委員会ネットワーク機構が、第5の5の(3)の事業実施主体として事業を行う場合は、都道府県農業委員会ネットワーク機構の長は、機構集積支援事業実施計画（別紙様式第16号。以下「都道府県ネットワーク機構事業計画」といいます。）を作成し、都道府県知事へ提出してください。
- (3) 都道府県知事は、農業委員会等事業計画及び都道府県ネットワーク機構事業計画について必要な調整を行った上で、計画内容が本事業実施要綱等に照らして適当と判断する場合は、都道府県機構集積支援事業実施計画（別紙様式第17号。以下「都道府県支援計画」といいます。）を作成し、農業委員会等事業計画及び都道府県ネットワーク機構事業計画を添えて地方農政局長等へ承認の申請をしてください。
- (4) 地方農政局長等は、(3)により提出された都道府県支援計画の内容を審査し、その内容が適当であり、かつ、事業実施主体が別記5の第3に規定する要件を満たすと認められる場合は、当該計画を承認するとともに、その結果を都道府県知事に通知するものとします。
- (5) [略]
- (6) 農業委員会等事業計画、都道府県ネットワーク機構事業計画又は都道府県支援計画について、以下の変更が生じた場合は、(1)から(4)までの手続に準じ

て、地方農政局長等の承認を受けてください。

第3の4の(1)から(3)までに掲げる事業の中止又は新規の実施

(7) 全国農業委員会ネットワーク機構が、第5の4の(4)及び(5)の事業実施主体として事業を行う場合は、全国農業委員会ネットワーク機構の長は、機構集積支援事業計画(別紙様式第13号。以下「全国ネットワーク機構事業計画」といいます。)を作成し、経営局長へ承認の申請をしてください。

(8) [略]

(9) 全国ネットワーク機構事業計画について、第3の4の(4)のア又はイ及び(5)の事業の中止又は新規の実施が生じた場合は、(7)及び(8)の手續に準じて、経営局長の承認を受けてください。

## 2 機構集積支援事業の事業完了報告

(1) 農業委員会会長等は、毎年度、1の(1)の事業が完了したときは、機構集積支援事業完了報告書(別紙様式第11号。以下「農業委員会等事業完了報告書」といいます。)を作成し、都道府県知事へ報告してください。

(2) 都道府県農業委員会ネットワーク機構の長は、毎年度、1の(2)の事業が完了したときは、機構集積支援事業完了報告書(別紙様式第11号。以下「都道府県ネットワーク機構事業完了報告書」といいます。)を作成し、都道府県知事へ報告してください。

(3) 都道府県知事は、(1)及び(2)により提出された事業完了報告書を取りまとめた上で、都道府県機構集積支援事業完了報告書(別紙様式第12号。以下「都道府県支援事業完了報告書」といいます。)を作成し、事業を完了した日から1か月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日(地方公共団体に対し補助金の金額が概算払により交付された場合は翌年度の6月10日)までに地方農政局長等に提出してください。

(4) 全国農業委員会ネットワーク機構の長は、毎年度、1の(7)の事業が完了したときは、機構集積支援事業完了報告書(別紙様式第13号。以下「全国ネットワーク機構事業完了報告書」といいます。)を作成し、事業を完了した日から1か

て、地方農政局長等の承認を受けてください。

第3の5の(1)から(3)までに掲げる事業の中止又は新規の実施

(7) 全国農業委員会ネットワーク機構が、第5の5の(4)の事業実施主体として事業を行う場合は、全国農業委員会ネットワーク機構の長は、機構集積支援事業計画(別紙様式第18号。以下「全国ネットワーク機構事業計画」といいます。)を作成し、経営局長へ承認の申請をしてください。

(8) [略]

(9) 全国ネットワーク機構事業計画について、第3の5の(4)のア又はイの事業の中止又は新規の実施が生じた場合は、(7)及び(8)の手續に準じて、経営局長の承認を受けてください。

## 2 機構集積支援事業の事業完了報告

(1) 農業委員会会長等は、毎年度、1の(1)の事業が完了したときは、機構集積支援事業完了報告書(別紙様式第16号。以下「農業委員会等事業完了報告書」といいます。)を作成し、都道府県知事へ報告してください。

(2) 都道府県農業委員会ネットワーク機構の長は、毎年度、1の(2)の事業が完了したときは、機構集積支援事業完了報告書(別紙様式第16号。以下「都道府県ネットワーク機構事業完了報告書」といいます。)を作成し、都道府県知事へ報告してください。

(3) 都道府県知事は、(1)及び(2)により提出された事業完了報告書を取りまとめた上で、都道府県機構集積支援事業完了報告書(別紙様式第17号。以下「都道府県支援事業完了報告書」といいます。)を作成し、事業を完了した日から1か月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日(地方公共団体に対し補助金の金額が概算払により交付された場合は翌年度の6月10日)までに地方農政局長等に提出してください。

(4) 全国農業委員会ネットワーク機構の長は、毎年度、1の(7)の事業が完了したときは、機構集積支援事業完了報告書(別紙様式第18号。以下「全国ネットワーク機構事業完了報告書」といいます。)を作成し、事業を完了した日から1か

月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに経営局長に提出してください。

3 [略]

第11 国及び都道府県等による補助

1 国の補助

国は、予算の範囲内において、本事業の実施に必要な経費（別表2に掲げるものに限り、）を対象として、都道府県、全国農業委員会ネットワーク機構及び参入促進団体に対して補助金を交付します。

2 都道府県の補助等

(1) 都道府県基金事業及び農地集積奨励金交付事業等

ア・イ [略]

ウ 都道府県は、アの補助金の交付に当たっては、第6の3の(3)の都道府県計画に記載された事業実施年度内に完了してください。

(2) 機構集積支援事業

ア 都道府県は、第4の5で定める機構集積支援事業について、事業実施主体からの申請に基づき、交付された補助金を財源として補助を行います。

イ [略]

ウ 都道府県は、アの補助金の交付に当たっては、第10の1の(3)の都道府県支援計画に記載された事業実施年度内に完了してください。

第12 補助金の返還等

1 国は、本事業の実施に当たり、本要綱に定める要件を満たさないことが判明した場合、事業資金を造成していなかった場合、事業資金を本事業の実施に要する経費以外に使用した場合、事業を実施していなかった場合及び決算報告書、都道府県事業完了報告書、都道府県基金の事業資金活用完了報告書、機構事業完了報告書、市町村事業完了報告書、企業参入促進事業完了報告書、農業委員会等事業完了報告書、

月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに経営局長に提出してください。

3 [略]

第12 国及び都道府県等による補助

1 国の補助

国は、予算の範囲内において、本事業の実施に必要な経費（別表2に掲げるものに限り、）を対象として、都道府県、全国農業委員会ネットワーク機構、公募団体（参入促進団体及びシステム整備団体をいいます。以下同じです。）に対して補助金を交付します。

2 都道府県の補助等

(1) 都道府県基金事業及び農地集積奨励金交付事業等

ア・イ [略]

ウ 都道府県は、アの補助金の交付に当たっては、第6の3の(4)の都道府県計画に記載された事業実施年度内に完了してください。

(2) 機構集積支援事業

ア 都道府県は、第4の6で定める機構集積支援事業について、事業実施主体からの申請に基づき、交付された補助金を財源として補助を行います。

イ [略]

ウ 都道府県は、アの補助金の交付に当たっては、第11の1の(3)の都道府県支援計画に記載された事業実施年度内に完了してください。

第13 補助金の返還等

1 国は、本事業の実施に当たり、本要綱に定める要件を満たさないことが判明した場合、事業資金を造成していなかった場合、事業資金を本事業の実施に要する経費以外に使用した場合、事業を実施していなかった場合及び決算報告書、公開システム整備事業決算報告書、都道府県事業完了報告書、都道府県基金の事業資金活用完了報告書、機構事業完了報告書、市町村事業完了報告書、企業参入促進事業完了報

都道府県ネットワーク機構事業完了報告書、都道府県支援事業完了報告書、全国ネットワーク機構事業完了報告書若しくはシステム本格稼働事業完了報告書の内容に虚偽があった場合又は全ての事業が完了した時点において事業資金に残余がある場合には、都道府県又は参入促進団体に対し、補助金を返還させる措置を講じるものとします。

## 2・3 [略]

4 国は、都道府県基金事業を適切かつ効率的に実施するため、都道府県に対し、「補助金等により造成した基金等に関する基準（平成18年8月15日閣議決定）」に基づき、本事業に関して必要な報告を求め、又は指導監督を行うほか以下に掲げる場合には、都道府県に当該残額を納付させることがあります。

(1) [略]

(2) 第6の6の(1)に定めた基金事業又は事業資金の廃止時期が到来した場合

(3) [略]

### 第13 証拠書類の保管

都道府県、都道府県基金事業等、農地情報公開システム本格稼働加速化事業及び機構集積支援事業の事業実施主体並びに参入促進団体は、都道府県計画、都道府県基金の事業資金活用計画、市町村計画、参入促進計画、農業委員会等事業計画、都道府県ネットワーク機構事業計画、都道府県支援計画、全国ネットワーク機構事業計画、システム本格稼働計画、都道府県基金造成完了報告書、事業資金造成完了報告書、決算報告書、都道府県事業完了報告書、都道府県基金の事業資金活用完了報告書、市町村事業完了報告書、参入促進事業完了報告書、農業委員会等事業完了報告書、都道府県ネットワーク機構事業完了報告書、都道府県支援事業完了報告書、全国ネットワーク機構事業完了報告書、システム本格稼働事業完了報告書等の補助金の交付に関する証拠書類及び経理書類については、第6の8の(1)による都道府県基金事業の終了の

告書、台帳システム整備事業完了報告書、農業委員会等事業完了報告書、都道府県ネットワーク機構事業完了報告書、都道府県支援事業完了報告書、全国ネットワーク機構事業完了報告書、公開システム整備事業完了報告書若しくはシステム本格稼働事業完了報告書の内容に虚偽があった場合又は全ての事業が完了した時点において事業資金に残余がある場合には、都道府県又は公募団体に対し、補助金を返還させる措置を講じるものとします。

## 2・3 [略]

4 国は、都道府県基金事業又は公開システム整備事業を適切かつ効率的に実施するため、都道府県又はシステム整備団体に対し、「補助金等により造成した基金等に関する基準（平成18年8月15日閣議決定）」に基づき、本事業に関して必要な報告を求め、又は指導監督を行うほか以下に掲げる場合には、都道府県又はシステム整備団体に当該残額を納付させることがあります。

(1) [略]

(2) 第6の6の(1)及び第9の6の(1)に定めた基金事業若しくは事業資金の廃止時期が到来した場合

(3) [略]

### 第14 証拠書類の保管

都道府県、都道府県基金事業等、農地情報公開システム本格稼働加速化事業及び機構集積支援事業の事業実施主体並びに公募団体は、都道府県計画、都道府県基金の事業資金活用計画、市町村計画、台帳システム整備計画、参入促進計画、公開システム整備計画、農業委員会等事業計画、都道府県ネットワーク機構事業計画、都道府県支援計画、全国ネットワーク機構事業計画、システム本格稼働計画、都道府県基金造成完了報告書、事業資金造成完了報告書、決算報告書、公開システム整備事業決算報告書、都道府県事業完了報告書、都道府県基金の事業資金活用完了報告書、市町村事業完了報告書、台帳システム整備事業完了報告書、参入促進事業完了報告書、公開システム整備事業完了報告書、農業委員会等事業完了報告書、都道府県ネットワーク機構事業完了報告書、都道府県支援事業完了報告書、全国ネットワーク機構事業完了報告

年度又は第3の1、2、3若しくは4の事業の終了の年度の翌年度から起算して5年間（第3の2の事業に関連するものは10年間）保存してください。必要な場合には、これらの書類の確認をさせていただくことがあります。

#### 第14 事業の着手

1 事業の実施については、補助金適正化法第6条第1項の交付の決定（以下「交付決定」といいます。）後に着手するものとします。

ただし、第3の1、2及び4の（1）から（3）までの事業において地域の実情に応じた事業の円滑な実施を図る上で、交付決定前に着手する必要がある場合にあつては、都道府県及び参入促進団体（以下「都道府県等」といいます。）は、本事業の内容が的確となり、かつ、補助金の交付が確実となつてから、あらかじめ地方農政局長等の適正な指導・助言を受けた上で、理由を明記した交付決定前着手届（別紙様式第14号）を地方農政局長等に提出することとします。なお、第3の4の（5）の事業については、事業実施年度の4月1日から着手するものとしますが、交付決定前着手届の提出は不要とします。

2・3 [略]

#### 第15・第16 [略]

#### 第17 報告及び検査

国は、本事業が適正かつ適切に実施されたかどうかを確認するため、都道府県、機構、市町村、農業委員会、都道府県農業委員会ネットワーク機構、全国農業委員会ネットワーク機構、参入促進団体及び協力金の交付を受けた農業者等に対し、必要な事項の報告を求めたり、現地への立入調査を行うことができるものとします。

書、システム本格稼働事業完了報告書等の補助金の交付に関する証拠書類及び経理書類については、第6の8の（1）若しくは第9の8の（1）による都道府県基金事業若しくは公開システム整備事業の終了の年度又は第3の1、2、3、4若しくは5の事業の終了の年度の翌年度から起算して5年間（第3の2の事業に関連するものは10年間）保存してください。必要な場合には、これらの書類の確認をさせていただくことがあります。

#### 第15 事業の着手

1 事業の実施については、補助金適正化法第6条第1項の交付の決定（以下「交付決定」といいます。）後に着手するものとします。

ただし、第3の1、2、3の（2）及び5の（1）から（3）までの事業において地域の実情に応じた事業の円滑な実施を図る上で、交付決定前に着手する必要がある場合にあつては、都道府県及び公募団体（以下「都道府県等」といいます。）は、本事業の内容が的確となり、かつ、補助金の交付が確実となつてから、あらかじめ地方農政局長等の適正な指導・助言を受けた上で、理由を明記した交付決定前着手届（別紙様式第19号）を地方農政局長等に提出することとします。

2・3 [略]

#### 第16・第17 [略]

#### 第18 報告及び検査

国は、本事業が適正かつ適切に実施されたかどうかを確認するため、都道府県、機構、市町村、農業委員会、都道府県農業委員会ネットワーク機構、全国農業委員会ネットワーク機構、公募団体及び協力金の交付を受けた農業者等に対し、必要な事項の報告を求めたり、現地への立入調査を行うことができるものとします。

第18 [略]

第19 [略]

附 則

1 この通知は、平成29年4月1日から施行します。

2 この通知による改正前の農地集積・集約化対策事業実施要綱の規定に基づき、平成28年度までに実施した事業の取扱いについては、なお従前の例によるものとします。

農地集積・集約化対策事業実施要綱（平成26年2月6日付け25経営第3139号農林水産事務次官依命通知）（別表）新旧対照表  
 （下線部分は改正部分）

改正後				現行			
(別表1) [略]				(別表1) [略]			
(別表2)				(別表2)			
区分	内容	注意点	補助率	区分	内容	注意点	補助率
1・2 [略]				1・2 [略]			
3 農地中間管理事業等推進事業				3 農地中間管理事業等推進事業			
[略]				[略]			
[略]				[略]			
事務等経費	第3の1の(1)及び(3)の事業を実施するために直接に必要な印刷製本費、通信運搬費、 <u>借受・貸付希望者宣伝費</u> （第3の1の事業で機構が行うものに限ります。）、雑役務費（手数料、自動車損害保険料（第3の1の事業で取得した貨客兼用自動車に係るものに限ります。）等）、借上費（会場借料、事務所使用料、パソコン等のリース料）、事務所等使用料（負担金）、消耗品、賃金（臨時的に雇用した者、機構の役職員に支払う実働に応じた対価、都道府県及び機構職員の時間外労働に応じた対価）、諸手当（臨時的に雇用した者、機構の役職員に係るものに限		定額	事務等経費	第3の1の(1)及び(3)の事業を実施するために直接に必要な印刷製本費、通信運搬費、 <u>借受希望者募集宣伝費</u> （第3の1の事業で機構が行うものに限ります。）、雑役務費（手数料、自動車損害保険料（第3の1の事業で取得した貨客兼用自動車に係るものに限ります。）等）、借上費（会場借料、事務所使用料、パソコン等のリース料）、事務所等使用料（負担金）、消耗品、賃金（臨時的に雇用した者、機構の役職員に支払う実働に応じた対価、都道府県及び機構職員の時間外労働に応じた対価）、諸手当（臨時的に雇用した者、機構の役職員に係るものに限		定額

	ります。)、共済費(臨時雇用者、機構役職員等の賃金に係る社会保険料及び子ども・子育て拠出金)、労働者派遣料、弁護士相談料(第3の1の事業で機構が支払うものに限り。)、市町村に対する農用地利用配分計画の原案作成に係る協力金(第3の1の事業で機構が支払うものに限り。)		
備品費～その他の経費 [略]			
4 企業等参入促進事業			
謝金	第3の1の(4)の事業を実施するために直接に必要な、専門的知識の提供、資料の収集、会議の出席等について協力を得た有識者及び講師等に対する謝金		定額
旅費	第3の1の(4)の事業を実施するために直接に必要な ① 会議、打合せに出席した職員その他の出席者に対して支払う旅費 ② 講師に対して支払う旅費		定額
事務等経費	第3の1の(4)の事業を実施するために直接に必要な印刷製本費、通信運搬費、宣伝費、雑役務費(手数料、印紙代)、借上費(会場借料、パソコン等のリース料)、消耗品、賃金(事業を実施するために臨時的に雇用した者に対して支払う実働に応じた対価)、専門員等設置費(本事業を実施するため、新たに雇用		定額

	ります。)、共済費(臨時雇用者、機構役職員等の賃金に係る社会保険料及び子ども・子育て拠出金)、労働者派遣料、弁護士相談料(第3の1の事業で機構が支払うものに限り。)、市町村に対する農用地利用配分計画の原案作成に係る協力金(第3の1の事業で機構が支払うものに限り。)		
備品費～その他の経費 [略]			
4 企業等参入促進事業			
謝金	第3の1の(5)の事業を実施するために直接に必要な、専門的知識の提供、資料の収集、会議の出席等について協力を得た有識者及び講師等に対する謝金		定額
旅費	第3の1の(5)の事業を実施するために直接に必要な ① 会議、打合せに出席した職員その他の出席者に対して支払う旅費 ② 講師に対して支払う旅費		定額
事務等経費	第3の1の(5)の事業を実施するために直接に必要な印刷製本費、通信運搬費、宣伝費、雑役務費(手数料、印紙代)、借上費(会場借料、パソコン等のリース料)、消耗品、賃金(事業を実施するために臨時的に雇用した者に対して支払う実働に応じた対価)、専門員等設置費(本事業を実施するため、新たに雇用		定額

	した専門員（企画・運営、各種調査、分析、相談等業務を行うための専門技術・知識を有する者）に対して支払う実働に応じた対価）、技能者給（本事業を実施するため、追加的に必要となる専門的知識、技能を要する業務に対して支払う実働に応じた対価）、諸手当、共済費（社会保険料及び子ども・子育て拠出金）		
委託費	第3の1の(4)の事業に必要な取組を他の者に委託するために必要な経費（受託者に係る賃金、共済費等を含みます。）		定 額
その他の経費	上記のほか事業を実施する上で必要となる経費		定 額
5 [略]			
[削る]			

	した専門員（企画・運営、各種調査、分析、相談等業務を行うための専門技術・知識を有する者）に対して支払う実働に応じた対価）、技能者給（本事業を実施するため、追加的に必要となる専門的知識、技能を要する業務に対して支払う実働に応じた対価）、諸手当、共済費（社会保険料及び子ども・子育て拠出金）		
委託費	第3の1の(5)の事業に必要な取組を他の者に委託するために必要な経費（受託者に係る賃金、共済費等を含みます。）		定 額
その他の経費	上記のほか事業を実施する上で必要となる経費		定 額
5 [略]			
6 農地情報公開システム整備費			
システム整備費	第3の3の(1)の事業を実施するために必要なソフトウェア開発費用、ソフトウェアリース料、データ構築費用、システムセットアップ費用、サーバー等関連機器リース料、地図データリース料		定 額
旅費	第3の3の(1)の事業を実施するために直接に必要な ① 会議、巡回指導及び打合せに出席した職員その他の出席者に対して支払う旅費 ② 研修会の講師に対して支払う旅費	旅費の支出にあたっては、公募団体が定める旅費に関する規程に基づき支払うこととします。	定 額



[削る]			

		します。	
事務等経費	第3の3の(1)の事業を実施するために直接に必要な印刷製本費、通信運搬費、雑役務費(手数料、印紙代、調査等の集計、器具機械等の修繕、各種保守等)、借上費(会場借料、パソコン等のリース料)、消耗品、諸手当、法定福利費(賃金に係る社会保険料及び子ども・子育て拠出金)		定額
備品費	第3の3の(1)の事業の実施に直接に必要な事務機械器具等		定額
委託費	第3の3の(1)の事業に必要な取組を他の者に委託するために必要な経費(受託者に係る賃金、共済費等を含みます。)		定額
その他の経費	上記のほか事業を実施する上で必要となる経費		定額
7 農地台帳システム整備費			-
システム整備費	第3の3の(2)の事業を実施するために必要なソフトウェア開発費用、ソフトウェアリース料、データ構築費用、システムセットアップ費用		定額
旅費	第3の3の(2)の事業を実施するために直接に必要な資料収集、各種調査、会議及び打合せ等に出	旅費の支出に当たっては、市	定額



6 農地情報公開システム本格稼働加速化事業			
データ変換・移行費	第3の3の事業を実施するために必要なコード表・レイアウト解析及びデータ変換プログラムの開		定額

	席した農業委員及び外部に委託した者等に対して支払う実働に応じた対価	の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき単価を設定することとします。	
事務等経費	第3の3の(2)の事業を実施するために直接に必要な印刷製本費、通信運搬費、雑役務費(手数料、印紙代、調査等の集計、器具機械等の修繕、各種保守等)、借上費(会場借料、パソコン等のリース料)、消耗品、諸手当、法定福利費(賃金に係る社会保険料及び子ども・子育て拠出金)		定額
備品費	第3の3の(2)の事業の実施に直接に必要な事務機械器具等		定額
委託費	第3の3の(2)の事業に必要な取組を他の者に委託するために必要な経費(受託者に係る賃金、共済費等を含みます。)		定額
その他の経費	上記のほか事業を実施する上で必要となる経費		定額
8 農地情報公開システム本格稼働加速化事業			
データ変換・移行費	第3の4の事業を実施するために必要なコード表・レイアウト解析及びデータ変換プログラムの開		定額

	発等に要する費用		
旅費	第3の3の事業を実施するために直接に必要な会議、巡回指導及び打合せに出席した職員その他の出席者に対して支払う旅費	旅費の支出にあたっては、全国農業委員会ネットワーク機構が定める旅費に関する規程に基づき支払うこととします。	定 額
賃金	第3の3の事業を実施するために直接に必要な資料収集・整理、日程調整・管理、各種集計等の事務を補助するために臨時的に雇用した者に対して支払う実働に応じた対価（日又は時間当たりの単価に、直接補助事業に従事した日数又は時間数を乗じて算出した対価のことをいいます。以下同じです。）	雇用に伴う社会保険料等の事業主負担分などについては、「賃金」ではなく、後述する「事務等経費」の区分により申請することとします。 賃金の単価については、全国農業委員会ネットワーク機構が定める賃金支給規則等によるなど、業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基	定 額

	発等に要する費用		
旅費	第3の4の事業を実施するために直接に必要な会議、巡回指導及び打合せに出席した職員その他の出席者に対して支払う旅費	旅費の支出にあたっては、全国農業委員会ネットワーク機構が定める旅費に関する規程に基づき支払うこととします。	定 額
賃金	第3の4の事業を実施するために直接に必要な資料収集・整理、日程調整・管理、各種集計等の事務を補助するために臨時的に雇用した者に対して支払う実働に応じた対価（日又は時間当たりの単価に、直接補助事業に従事した日数又は時間数を乗じて算出した対価のことをいいます。以下同じです。）	雇用に伴う社会保険料等の事業主負担分などについては、「賃金」ではなく、後述する「事務等経費」の区分により申請することとします。 賃金の単価については、全国農業委員会ネットワーク機構が定める賃金支給規則等によるなど、業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基	定 額

		づき単価を設定することとします。	
手当	第3の <u>3</u> の事業を実施するために直接に必要な資料収集、各種調査、会議及び打合せ等に出席した、外部専門家等に対して支払う実働に応じた対価	手当の単価については、全国農業委員会ネットワーク機構が、業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき単価を設定することとします。	定 額
事務等経費	第3の <u>3</u> の事業を実施するために直接に必要な印刷製本費、通信運搬費、雑役務費（手数料、印紙代、調査等の集計、器具機械等の修繕、各種保守等）、借上費（会場借料、パソコン等のリース料）、消耗品、諸手当、法定福利費（賃金に係る社会保険料及び子ども・子育て拠出金）		定 額
委託費	第3の <u>3</u> の事業に必要な取組を他の者に委託するために必要な経費（受託者に係る賃金、共済費等を含みます。）		定 額
その他の経費	上記のほか事業を実施する上で必要となる経費		定 額
7 機構集積支援事			

		づき単価を設定することとします。	
手当	第3の <u>4</u> の事業を実施するために直接に必要な資料収集、各種調査、会議及び打合せ等に出席した、外部専門家等に対して支払う実働に応じた対価	手当の単価については、全国農業委員会ネットワーク機構が、業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき単価を設定することとします。	定 額
事務等経費	第3の <u>4</u> の事業を実施するために直接に必要な印刷製本費、通信運搬費、雑役務費（手数料、印紙代、調査等の集計、器具機械等の修繕、各種保守等）、借上費（会場借料、パソコン等のリース料）、消耗品、諸手当、法定福利費（賃金に係る社会保険料及び子ども・子育て拠出金）		定 額
委託費	第3の <u>4</u> の事業に必要な取組を他の者に委託するために必要な経費（受託者に係る賃金、共済費等を含みます。）		定 額
その他の経費	上記のほか事業を実施する上で必要となる経費		定 額
9 機構集積支援事			

業			
旅費	第3の4の事業を実施するために必要な ① 資料収集、各種調査、巡回指導、会議及び打合せ等に出席した農業委員及び職員その他の出席者に対して支払う旅費 ② 研修会の講師に対して支払う旅費	旅費の支出に当たっては、事業実施主体が定める旅費に関する規程(地方公共団体が定める規程に準拠する場合があります。)に基づき支払った場合に限りま	定額 ただし、 <u>第3の4の(4)のイ</u> にあっては、 <u>1/2以内とする。</u>
報酬・謝金	第3の4の事業を実施するために必要な弁護士、行政書士及び講師等に対して支払う報酬又は謝金	報酬又は謝金は、業務の内容に応じた常識を越えない妥当な根拠に基づき単価を設定してください。	定額 ただし、 <u>第3の4の(4)のイ</u> にあっては、 <u>1/2以内とする。</u>
賃金	第3の4の事業を実施するために必要な ① 資料収集・整理、各種調査の調査票の配布・回収、各種集計等の事務を補助するために臨時的に雇用した者に対して支払う実働に応じた対価(日又は時間当たりの単価に、直接補助事業に従事した日数又は時間数を乗じて算出する対価のことをいいます。以下同じです。) ② 各種調査を行うために臨時的に雇用した者に対	雇用に伴う社会保険料等の事業主負担分などについては、「賃金」ではなく、「その他の経費」の区分により申請してください。	定額 ただし、 <u>第3の4の(4)のイ</u> にあっては、 <u>1/2以内とする。</u>

業			
旅費	第3の5の事業を実施するために必要な ① 資料収集、各種調査、巡回指導、会議及び打合せ等に出席した農業委員及び職員その他の出席者に対して支払う旅費 ② 研修会の講師に対して支払う旅費	旅費の支出に当たっては、事業実施主体が定める旅費に関する規程(地方公共団体が定める規程に準拠する場合があります。)に基づき支払った場合に限りま	定額 ただし、 <u>第3の5の(4)のイ</u> にあっては、 <u>1/2以内とする。</u>
報酬・謝金	第3の5の事業を実施するために必要な弁護士、行政書士及び講師等に対して支払う報酬又は謝金	報酬又は謝金は、業務の内容に応じた常識を越えない妥当な根拠に基づき単価を設定してください。	定額 ただし、 <u>第3の5の(4)のイ</u> にあっては、 <u>1/2以内とする。</u>
賃金	第3の5の事業を実施するために必要な ① 資料収集・整理、各種調査の調査票の配布・回収、各種集計等の事務を補助するために臨時的に雇用した者に対して支払う実働に応じた対価(日又は時間当たりの単価に、直接補助事業に従事した日数又は時間数を乗じて算出する対価のことをいいます。以下同じです。) ② 各種調査を行うために臨時的に雇用した者に対	雇用に伴う社会保険料等の事業主負担分などについては、「賃金」ではなく、「その他の経費」の区分により申請してください。	定額 ただし、 <u>第3の5の(4)のイ</u> にあっては、 <u>1/2以内とする。</u>

	して支払う実働に応じた対価 ③ 農地相談員に対して支払う実働に応じた対価 第3の4の(4)の事業を実施するために必要な調査員に対して支払う実働に応じた対価	賃金の単価については、事業実施主体が定める賃金支給規則等(地方公共団体が定める規則に準拠する場合があります。)に基づき支払った場合に限ります。	
手当	第3の4の事業を実施するために必要な資料収集、各種調査、会議及び打合せ等に出席した農業委員(農業委員会法第8条第1項に基づき任命された農業委員(農地法第25条第2項に規定する仲介委員を除きます。))及び外部に委託した者等に対して支払う実働に応じた対価	手当の単価については、業務の内容に応じた常識を越えない妥当な根拠に基づき単価を設定してください。	定額 ただし、 <u>第3の4の(4)のイにあつては、1/2以内とする。</u>
予納金	第3の4の(1)の事業を実施するために必要な訴訟事件に関する裁判所に対して実地検証を求める際の担当裁判官等の旅費に対する予納金		定額
印刷製本費	第3の4の事業を実施するために必要な ① 教材、資料及びパンフレット等の印刷代(用紙代を含みます。) ② 教材及び資料等の製本代		定額 ただし、 <u>第3の4の(4)のイにあつ</u>

	して支払う実働に応じた対価 ③ 農地相談員に対して支払う実働に応じた対価 第3の5の(4)の事業を実施するために必要な調査員に対して支払う実働に応じた対価	賃金の単価については、事業実施主体が定める賃金支給規則等(地方公共団体が定める規則に準拠する場合があります。)に基づき支払った場合に限ります。	
手当	第3の5の事業を実施するために必要な資料収集、各種調査、会議及び打ち合わせ等に出席した農業委員(農業委員会法第8条第1項に基づき任命された農業委員(農地法第25条第2項に規定する仲介委員を除きます。))及び外部に委託した者等に対して支払う実働に応じた対価	手当の単価については、業務の内容に応じた常識を越えない妥当な根拠に基づき単価を設定してください。	定額
予納金	第3の5の(1)の事業を実施するために必要な訴訟事件に関する裁判所に対して実地検証を求める際の担当裁判官等の旅費に対する予納金		定額
印刷製本費	第3の5の事業を実施するために必要な ① 教材、資料及びパンフレット等の印刷代(用紙代を含みます。) ② 教材及び資料等の製本代		定額

			ては、1/ 2以内と する。
借料及び 使用料	第3の4の事業を実施するために必要な会場借料、 物品等使用料及び損料並びにパソコン及びプリンタ ーのリース費用等。(ただし、別記4の第2の1の (5)における農地台帳システムに係るハードウェア 及びソフトウェア等のリース費用は除く。)		定 額 ただし、 第3の4 の(4)の イにあっ ては、1/ 2以内と する。
雑役務費	第3の4の事業を実施するために必要な調査等の 集計、農業委員会の総会及び農地部会の議事録作成、 器具機械等の修繕、各種保守、農地台帳システムの改 良及び速記等の手数料等		定 額 ただし、 第3の4 の(4)の イにあっ ては、1/ 2以内と する。
通信運搬費	第3の4の事業を実施するために必要な通信料、 郵便料、運送料及び発送料等		定 額 ただし、 第3の4 の(4)の イにあっ ては、1/ 2以内と する。

借料及び 使用料	第3の5の事業を実施するために必要な会場借料、 物品等使用料及び損料並びにパソコン及びプリンタ ーのリース費用等		定 額
雑役務費	第3の5の事業を実施するために必要な調査等の 集計、農業委員会の総会及び農地部会の議事録作成、 器具機械等の修繕、各種保守、農地台帳システムの改 良及び速記等の手数料		定 額
通信運搬費	第3の5の事業を実施するために必要な通信料、 郵便料、運送料及び発送料等		定 額

備品購入費	第3の4の事業を実施するために必要な農業委員会の総会又は部会における議事録作成や農地の利用状況調査に必要な事務機械器具等の購入費	市町村等の規定により財産管理が必要となる物品を除きます。	定額 ただし、 第3の4の(4)のイにあつては、1/2以内とする。
消耗品費	第3の4の事業を実施するために必要な各種事務用品(コピー用紙、封筒、ファイル、筆記用具及び文具用類等)代	1件当たり3万円未満のものに限ります。	定額 ただし、 第3の4の(4)のイにあつては、1/2以内とする。
システム改修費	第3の4の(5)の事業を実施するために必要なソフトウェア開発費用、ソフトウェアリース料、データ構築費用、システムセットアップ費用、サーバー等関連機器リース料、地図データリース料等		定額
委託費	第3の4の(5)の事業に必要な取組を他の者に委託するために必要な経費(受託者に係る賃金、共済費等を含みます。)		定額
その他の経費	上記のほか事業を実施する上で必要となる経費		定額 ただし、

備品購入費	第3の5の事業を実施するために必要な農業委員会の総会又は部会における議事録作成や農地の利用状況調査に必要な事務機械器具等	市町村等の規定により財産管理が必要となる物品を除きます。	定額
消耗品費	第3の5の事業を実施するために必要な各種事務用品(コピー用紙、封筒、ファイル、筆記用具及び文具用類等)代	1件当たり3万円未満のものに限ります。	定額
[新設]			
[新設]			
その他の経費	上記のほか事業を実施する上で必要となる経費		定額

第3の4  
の(4)の  
イにあっ  
ては、1/  
2以内と  
する。

1 上記の経費であっても、補助事業の有無にかかわらず第5の事業実施主体で具備すべき備品、物品等を購入またはリース・レンタルする場合は対象外とします。

2 人件費の算定等については、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」(平成22年9月27日付け22経第960号農林水産省大臣官房経理課長通知)に従うものとします。

上記の経費であっても、補助事業の有無にかかわらず第5の事業実施主体で具備すべき備品、物品等を購入またはリース・レンタルする場合は対象外とします。

農地集積・集約化対策事業実施要綱（平成26年2月6日付け25経営第3139号農林水産事務次官依命通知）（別紙様式）新旧対照表  
 （下線部分は改正部分）

改正後	現行
<p>別紙様式第2号</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>〇〇都道府県知事                      (農林水産省経営局長) 宛                      (〇〇地方農政局長)                      (内閣府沖縄総合事務局長)</p> <p style="text-align: right;">〇〇農地中間管理機構の長                      (〇〇市町村長)                      (〇〇農業委員会会長)                      (〇〇都道府県知事)                      氏 名 印</p> <p style="text-align: center;">平成〇〇年度事業実施計画の承認（変更）申請について</p> <p>農地集積・集約化対策事業実施要綱（平成26年2月6日付け25経営第3139号農林水産事務次官依命通知）第6の3の(1)（第6の3の(2)、(3)又は(6)）に基づき、事業実施計画（機構計画、市町村計画、台帳システム整備計画、都道府県計画、都道府県基金の事業資金活用計画）の承認（変更）を申請します。</p> <p>添付資料：機構計画（別紙様式第1号）、市町村計画（別紙様式第3号）、都道府県計画（別紙様式第4-1号）又は都道府県基金の事業資金活用計画（別紙様式第4-3号）</p>	<p>別紙様式第2号</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>〇〇都道府県知事                      (農林水産省経営局長) 宛                      (〇〇地方農政局長)                      (内閣府沖縄総合事務局長)</p> <p style="text-align: right;">〇〇農地中間管理機構の長                      (〇〇市町村長)                      (〇〇農業委員会会長)                      (〇〇都道府県知事)                      氏 名 印</p> <p style="text-align: center;">平成〇〇年度事業実施計画の承認（変更）申請について</p> <p>農地集積・集約化対策事業実施要綱（平成26年2月6日付け25経営第3139号農林水産事務次官依命通知）第6の3の(1)（第6の3の(2)、(3)、(4)又は(7)）に基づき、事業実施計画（機構計画、市町村計画、台帳システム整備計画、都道府県計画、都道府県基金の事業資金活用計画）の承認（変更）を申請します。</p> <p>添付資料：機構計画（別紙様式第1号）、市町村計画（別紙様式第3号）、<u>台帳システム整備計画（別紙様式第4号）</u>、<u>都道府県計画（別紙様式第5-1号）</u>、又は都道府県基金の事業資金活用計画（別紙様式第5-3号）</p>

## 別紙様式第3号

事業実施年度	平成	年度
事業実施主体	市町村	

平成○年度○○市町村機構集積協力金交付事業実施計画（又は完了報告書）

1・2 [略]

## 3 経営転換協力金交付事業

	事業量	対象戸数	交付額
経営転換 (計)	a	戸	円
・0.5ha以下	a	戸	円
・0.5ha超2ha以下	a	戸	円
・2ha超	a	戸	円
リタイア (計)	a	戸	円
・0.5ha以下	a	戸	円
・0.5ha超2ha以下	a	戸	円
・2ha超	a	戸	円
相 続 (計)	a	戸	円
・0.5ha以下	a	戸	円
・0.5ha超2ha以下	a	戸	円
・2ha超	a	戸	円
貸 付 (計)	a	戸	円
・0.5ha以下	a	戸	円
・0.5ha超2ha以下	a	戸	円

## 別紙様式第3号

事業実施年度	平成	年度
事業実施主体	市町村	

平成○年度○○市町村機構集積協力金交付事業実施計画（又は完了報告書）

1・2 [略]

## 3 経営転換協力金交付事業

	事業量	対象戸数	交付額
経営転換 (計)	a	戸	円
・0.5ha以下	a	戸	円
・0.5ha超2ha以下	a	戸	円
・2ha超	a	戸	円
リタイア (計)	a	戸	円
・0.5ha以下	a	戸	円
・0.5ha超2ha以下	a	戸	円
・2ha超	a	戸	円
相 続 (計)	a	戸	円
・0.5ha以下	a	戸	円
・0.5ha超2ha以下	a	戸	円
・2ha超	a	戸	円
貸 付 (計)	a	戸	円
・0.5ha以下	a	戸	円
・0.5ha超2ha以下	a	戸	円

・2ha超	a	戸	円
合 計 (計)	a	戸	円
・0.5ha以下	a	戸	円
・0.5ha超2ha以下	a	戸	円
・2ha超	a	戸	円

注1:「経営転換」は、別記2第6の1の(1)、「リタイア」は別記2第6の1の(2)、「相続」は別記2第6の1の(3)、「貸付」は別記2第5の1の(4)の交付対象者につき記載ください。

注2:集落営農組織への特定農作業委託に係る内訳は、括弧書き内数として記載ください。

注3:「事業量」は交付要件を満たす貸付面積を記載してください。

注4:「貸付」は別記2別表1に掲げる東日本大震災の被災50市町村のみが対象です。

注5:交付対象者が機構に貸し付けた農地が1筆以上機構から受け手に貸し付けられることが要件となります。

注6:都道府県が作成した交付基準により交付単価区分を変更した場合は、変更した交付基準の交付単価区分に修正してください。

#### 4 耕作者集積協力金交付事業

	面積 (A)	筆数	交付単価 (B)	交付額 (A)×(B)
借受農地の隣接地	a	筆	円/10a	円
応募者の隣接地	a	筆	円/10a	円
集 団 農 地	a	筆	円/10a	円
合 計	a	筆	円/10a	円

注1:「借受農地の隣接地」は別記2第7の2の(1)のアの(ア)の要件に該当するもの、「応募者の隣接地」は別記2第7の2の(1)のアの(イ)に該当するもの、「集団農地」は別記2第7の2の(1)のイに該当するものについて記載ください。

注2:交付対象農地が機構から受け手に貸し付けられ、かつ、当該交付対象農地を機構から借り受けた者が当該交付対象農地を含め、別記2第7の2の(1)のイの要件を満たす2筆以上の農地を経営することが要件となります。

5 [略]

・2ha超	a	戸	円
合 計 (計)	a	戸	円
・0.5ha以下	a	戸	円
・0.5ha超2ha以下	a	戸	円
・2ha超	a	戸	円

注1:「経営転換」は、別記2第5の1の(1)、「リタイア」は別記2第5の1の(2)、「相続」は別記2第5の1の(3)、「貸付」は別記2第5の1の(4)の交付対象者につき記載ください。

注2:集落営農組織への特定農作業委託に係る内訳は、括弧書き内数として記載ください。

注3:「事業量」は交付要件を満たす貸付面積を記載してください。

注4:「貸付」は別記2別表1に掲げる東日本大震災の被災50市町村のみが対象です。

注5:交付対象者が機構に貸し付けた農地が1筆以上機構から受け手に貸し付けられることが要件となります。

#### 4 耕作者集積協力金交付事業

	面積 (A)	筆数	交付単価 (B)	交付額 (A)×(B)
借受農地の隣接地	a	筆	円/10a	円
応募者の隣接地	a	筆	円/10a	円
集 団 農 地	a	筆	円/10a	円
合 計	a	筆	円/10a	円

注1:「借受農地の隣接地」は別記2第6の2の(1)のアの(ア)の要件に該当するもの、「応募者の隣接地」は別記2第6の2の(1)のアの(イ)に該当するもの、「集団農地」は別記2第6の2の(1)のイに該当するものについて記載ください。

注2:交付対象農地が機構から受け手に貸し付けられることが要件となります。

5 [略]

[削る]

別紙様式第4号

事業実施年度	平成	年度
事業実施主体	農業委員会	

平成〇〇年度農地台帳システム整備事業実施計画（又は完了報告書）

1 事業実施地域

事業実施地域	〇〇市
--------	-----

2 導入（又は改修）予定の台帳システム概要※

概要	
----	--

3 データ更新等システム管理の内容

内容	
----	--

4 導入（、改修又はシステム管理）計画

時期	事項
〇月	

5 事業費内訳

事業内容	事業費	国庫補助金	備考
(1) 農地台帳システム新規導入事業			
(2) 農地台帳システムの改修事業			
(3) 農地台帳システムのデータ更新等システ			

別紙様式第4-1号

事業実施年度	平成 年度
事業実施主体	都道府県

平成〇〇年度〇〇都道府県事業実施計画（又は完了報告書）

1 事業費合計 円

事業名	事業費		
	うち国庫補助金	うち都道府県負担分	その他
(1)都道府県基金事業分			
①農地中間管理機構事業			
ア 借受農地管理等事業	円	円	円
イ 農地集積奨励金交付事業	円	円	円
ウ 農地中間管理事業等推進事業	円	円	円
（ア）都道府県推進事業	円	円	円
（イ）農地中間管理機構運営事業	円	円	円
（ウ）企業リスト作成・セミナー開催事業	円	円	円
②機構集積協力金交付事業			
ア 地域集積協力金交付事業	円	円	円
イ 経営転換協力金交付事業	円	円	円
ウ 耕作者集積協力金交			

ム管理事業			
合計			

※：導入（又は改修）予定の台帳システム概要には最適化システム構築案との合致点について記載してください。

別紙様式第5-1号

事業実施年度	平成 年度
事業実施主体	都道府県

平成〇〇年度〇〇都道府県事業実施計画（又は完了報告書）

1 事業費合計 円

事業名	事業費		
	うち国庫補助金	うち都道府県負担分	その他
(1)都道府県基金事業分			
①農地中間管理機構事業			
ア 借受農地管理等事業	円	円	円
イ 農地集積奨励金交付事業	円	円	円
ウ 農地中間管理事業等推進事業	円	円	円
（ア）都道府県推進事業	円	円	円
（イ）農地中間管理機構運営事業	円	円	円
（ウ）企業リスト作成・セミナー開催事業	円	円	円
②機構集積協力金交付事業			
ア 地域集積協力金交付事業	円	円	円
イ 経営転換協力金交付事業	円	円	円
ウ 耕作者集積協力金交			

付事業	円	円	円	円
エ 機構集積協力金推進事業	円	円	円	円
(2)補助事業分				
①農地中間管理機構事業				
ア 借受農地管理等事業	円	円	円	円
イ 農地集積奨励金交付事業	円	円	円	円
ウ 農地中間管理事業等推進事業	円	円	円	円
(ア) 都道府県推進事業	円	円	円	円
(イ) 農地中間管理機構運営事業	円	円	円	円
②機構集積協力金交付事業				
ア 地域集積協力金交付事業	円	円	円	円
イ 経営転換協力金交付事業	円	円	円	円
ウ 耕作者集積協力金交付事業	円	円	円	円
エ 機構集積協力金推進事業	円	円	円	円
合 計				

注：農地中間管理機構事業のうち農地集積奨励金交付事業並びに農地中間管理事業等推進事業のうち都道府県推進事業及び農地中間管理機構運営事業並びに機構集積協力金交付事業に係る事業費（国庫補助金、都道府県負担分及びその他）については、都道府県基金に造成した事業資金を取り崩して実施する場合には（１）の「都道府県基金事業分」、また、補助事業として事業実施する場合には（２）の「補助事業分」にそれぞれ区分して記載してください。

2～4 [略]

[削る]

付事業	円	円	円	円
エ 機構集積協力金推進事業	円	円	円	円
③農地台帳システム整備事業	円	円	円	円
(2)補助事業分				
①農地中間管理機構事業				
[新設]				
ア 農地集積奨励金交付事業	円	円	円	円
イ 農地中間管理事業等推進事業	円	円	円	円
(ア) 都道府県推進事業	円	円	円	円
(イ) 農地中間管理機構運営事業	円	円	円	円
②機構集積協力金交付事業				
ア 地域集積協力金交付事業	円	円	円	円
イ 経営転換協力金交付事業	円	円	円	円
ウ 耕作者集積協力金交付事業	円	円	円	円
エ 機構集積協力金推進事業	円	円	円	円
合 計				

注：農地中間管理機構事業のうち農地集積奨励金交付事業並びに農地中間管理事業等推進事業のうち都道府県推進事業及び農地中間管理機構運営事業並びに機構集積協力金交付事業に係る事業費（国庫補助金、都道府県負担分及びその他）については、都道府県基金に造成した事業資金を取り崩して実施する場合には（１）の「都道府県基金事業分」、また、補助事業として事業実施する場合には（２）の「補助事業分」にそれぞれ区分して記載してください。

2～4 [略]

5 農地台帳システム整備事業における農業委員会別内訳

- ※1 1については、農地中間管理機構及び市町村から申請又は報告があった（又は都道府県が作成した）機構事業計画（完了報告書）（別紙様式第1号）及び市町村事業計画（完了報告書）（別紙様式第3号）を基に記載するとともに、各事業計画を添付します。
- ※2 本様式を計画変更又は事業完了報告とする際は、変更部分を二段書きとし、変更前（又は計画）をカッコ書きで上段に記載し、変更後（又は実績）を下段に記載します。
- ※3 2及び3の推進事業等については、第3の1の（3）のア及びウ、第3の2の（4）に要する経費を記載します。
- ※4 4については、都道府県が任意様式で作成したものを添付することも可とします。

別紙様式第4-2号

番 号  
年 月 日

農林水産省経営局長  
○○地方農政局長 宛  
内閣府沖縄総合事務局長

○○都道府県知事  
氏 名 印

平成○○年度機構集積協力金交付事業の交付基準の承認（変更）申請について

農地集積・集約化対策事業実施要綱（平成26年2月6日付け25経営第3139号農林水産事務次官依命通知）第6の3の（3）のウに基づき、交付基準の承認（変更）を申請します。

添付資料：別記2第10の4の交付基準

農業委員会（市町村）名	事業費
	円
	円
	円
合 計	円

- ※1 1及び5については、農地中間管理機構、市町村及び農業委員会から申請又は報告があった（又は都道府県が作成した）機構事業計画（完了報告書）（別紙様式第1号）、市町村事業計画（完了報告書）（別紙様式第3号及び台帳システム整備計画（別紙様式第4号）を基に記載するとともに、各事業計画を添付します。
- ※2 本様式を計画変更又は事業完了報告とする際は、変更部分を二段書きとし、変更前（又は計画）をカッコ書きで上段に記載し、変更後（又は実績）を下段に記載します。
- ※3 2及び3の推進事業等については、第3の1の（3）のア及びウ、第3の2の（4）に要する経費を記載します。
- ※4 4及び5については、都道府県が任意様式で作成したものを添付することも可とします。

別紙様式第5-2号

番 号  
年 月 日

農林水産省経営局長  
○○地方農政局長 宛  
内閣府沖縄総合事務局長

○○都道府県知事  
氏 名 印

平成○○年度機構集積協力金交付事業の交付基準の承認（変更）申請について

農地集積・集約化対策事業実施要綱（平成26年2月6日付け25経営第3139号農林水産事務次官依命通知）第6の3の（4）のウに基づき、交付基準の承認（変更）を申請します。

添付資料：別記2第10の4の交付基準

別紙様式第4-3号 [略]

別紙様式第5号

平成〇〇年度都道府県基金事業資金決算報告書

[略]

1～5 [略]

添付資料：別紙1・2の事業勘定別収支決算表

(別紙1)・(別紙2) [略]

[削る]

別紙様式第5-3号 [略]

別紙様式第6号

平成〇〇年度都道府県基金事業資金決算報告書

[略]

1～5 [略]

添付資料：別紙1～3の事業勘定別収支決算表

(別紙1)・(別紙2) [略]

(別紙3)

農地台帳システム整備事業勘定収支決算表

1 前年度より受入

項 目	実 績
(1)事業別内訳	円
農地台帳システム整備事業費	円
(2)利子等運用益	円
合 計 (1)+(2)	円

2 収 入

項 目	実 績
(1)本年度補助金受入額	円
農地台帳システム整備事業費	円
(2)利子等運用益	円
(3)その他収入益 (補助金返還金等)	円
合 計 (1)+(2)+(3)+(4)	円

3 支 出

項 目	実 績
(1)本年度補助金交付額	円
農地台帳システム整備事業費	円

別紙様式第6号

平成〇〇年度事業完了報告書

番 号  
年 月 日

〇〇都道府県知事  
(農林水産省経営局長) 宛  
(〇〇地方農政局長)  
(内閣府沖縄総合事務局長)

〇〇農地中間管理機構の長  
(〇〇市町村長)  
(〇〇農業委員会会長)  
(〇〇都道府県知事)  
氏 名 印

農地集積・集約化対策事業実施要綱（平成26年2月6日付け25経営第3139号農林水産事務次官依命通知）第6の5の（1）（第6の5の（2）又は（3））に基づき、別添のとおり報告します。

(2)その他（国への補助金返納等）	円
合 計 ((1)+(2))	円

4 翌年度への繰越額

項 目	実 績
(1)事業別内訳	円
農地台帳システム整備事業費	円
(2)利子等運用益	円
(3)その他収入益（補助金返還金等）	円
合 計 ((1)+(2)+(3))	円

※ 上記の収入及び支出の状況を記載した台帳等を添付してください。

別紙様式第7号

平成〇〇年度事業完了報告書

番 号  
年 月 日

〇〇都道府県知事  
(農林水産省経営局長) 宛  
(〇〇地方農政局長)  
(内閣府沖縄総合事務局長)

〇〇農地中間管理機構の長  
(〇〇市町村長)  
(〇〇農業委員会会長)  
(〇〇都道府県知事)  
氏 名 印

農地集積・集約化対策事業実施要綱（平成26年2月6日付け25経営第3139号農林水産事務次官依命通知）第6の5の（1）（第6の5の（2）、（3）又は（4））に基づき、別添のとおり報告します。

添付資料：機構事業完了報告書（別紙様式第1号）、市町村事業完了報告書（別紙様式第3号）、都道府県事業完了報告書（別紙様式第4-1号）又は都道府県基金の事業資金活用完了報告書（別紙様式第4-3号）

別紙様式第7号 [略]

[削る]

添付資料：機構事業完了報告書（別紙様式第1号）、市町村事業完了報告書（別紙様式第3号）、台帳システム整備事業完了報告書（別紙様式第4号）、都道府県事業完了報告書（別紙様式第5-1号）、又は都道府県基金の事業資金活用完了報告書（別紙様式第5-3号）

別紙様式第8号 [略]

別紙様式第9号

平成〇〇年度農地情報公開システム整備事業実施計画（又は完了報告書）

1 事業の概要

概要	

2 開発予定の一元的電子マップシステム概要

概要	

3 農業委員会等の地図システム整備の概要

概要	

4 事業計画

時期	事項
〇月	

[削る]

[削る]

1 事業費内訳

事業内容	事業費	国庫補助金	備考
(1) 一元的電子マップシステムの開発委託事業			
(2) 一元的電子マップシステムの管理・運営事業			
(3) 一元的電子マップシステムを活用した農業委員会等の地図システム整備委託事業			
合計			

別紙様式第10号

番号  
年月日

農林水産省経営局長 宛

(団体名)  
(代表者名)

印

平成〇〇年度事業実施計画の承認(変更)申請について

農地集積・集約化対策事業実施要綱(平成28年2月6日付け25経営第3139号農林水産事務次官依命通知)第9の3の(1)に基づき、事業実施計画(公開システム整備計画)の承認(変更)を申請します。

添付資料: 公開システム整備計画(別紙様式第9号)

別紙様式第11号

平成〇〇年度農地情報公開システム整備事業資金決算報告書

農林水産省経営局長 宛

(団体名)  
(代表者名)

農地集積・集約化対策事業実施要綱（平成28年2月6日付け25経営第3139号農林水産事務次官依命通知）第9の4に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 収 入

項 目	実 績
(1)本年度補助金受入額	円
(2)前年度繰越額	円
(3)利子等運用益	円
(4)その他収入益	円
合 計	円

2 支 出

項 目	計 画	実 績	備 考
(1)事業費	円	円	
(2)管理費	円	円	
(2)その他	円	円	
合 計	円	円	

3 農地情報公開システム整備事業事業資金残額（平成〇〇年3月末現在）

収入（実績） - 支出（実績）	円
-----------------	---

4 収入及び支出の今後の見込み

(1) 収入

項 目	見 込 み 額
	円

(2) 支出

項 目	見 込 み 額
	円

5 事業実施に係る業務委託契約等の状況

業務委託契約等の内容（件数）	契 約 額
	円

6 農地情報公開システム整備事業事業資金の保有割合及び保有割合の算定根拠

平成〇〇年度末の事業資金額 (A)	事業が完了するまでに必要となる事業費及び管理費 (B)	事業資金の 保有割合 (A/B)
円	円	

7 農地情報公開システム整備事業事業資金の目標に対する達成度

事業の目標	
	平成〇〇年度末
目標 (A)	
実績 (B)	
達成度 (B/A)	%

※ 上記の収入及び支出の状況を記載した資料を添付してください。

[削る]

別紙様式第8号 [略]

別紙様式第9号

農林水産省経営局長 宛

(団体名)  
(代表者名) 印

平成〇年度事業実施計画の承認申請について

番 号  
年 月 日

別紙様式第12号

平成〇〇年度農地情報公開システム整備事業完了報告書

番 号  
年 月 日

農林水産省経営局長 宛

(団体名)  
(代表者名) 印

農地集積・集約化対策事業実施要綱（平成26年2月6日付け25経営第3139号農林水産事務次官依命通知）第9の5に基づき、別添のとおり報告します。

添付資料：平成〇〇年度農地情報公開システム整備完了報告書（別紙様式第9号）

別紙様式第13号 [略]

別紙様式第14号

農林水産省経営局長 宛

(団体名)  
(代表者名) 印

平成〇年度事業実施計画の承認申請について

番 号  
年 月 日

農地集積・集約化対策事業実施要綱（平成26年2月6日付け25経営第3139号農林水産事務次官依命通知）第9の1の（1）に基づき、事業実施計画（システム本格稼働計画）の承認を申請します。

添付資料：システム本格稼働計画（別紙様式第8号）

注）事業実施計画を変更する場合は、件名の「承認」を「変更」とし、本文の「第9の1の（1）」に基づき、事業実施計画（システム本格稼働計画）の承認を「第9の1の（3）」に基づき、事業実施計画（システム本格稼働計画）の変更としてください。

#### 別紙様式第10号

平成○年度農地情報公開システム本格稼働加速化事業完了報告書

番 号  
年 月 日

農林水産省経営局長 宛

(団体名)  
(代表者名) 印

農地集積・集約化対策事業実施要綱（平成26年2月6日付け25経営第3139号農林水産事務次官依命通知）第9の2に基づき、別添のとおり報告します。

添付資料：システム本格稼働事業完了報告書（別紙様式第8号）

#### 別紙様式第11号

番 号  
年 月 日

都道府県知事 宛

〇〇農業委員会  
会長 〇〇 〇〇 印

農地集積・集約化対策事業実施要綱（平成26年2月6日付け25経営第3139号農林水産事務次官依命通知）第10の1の（1）に基づき、事業実施計画（システム本格稼働計画）の承認を申請します。

添付資料：システム本格稼働計画（別紙様式第13号）

注）事業実施計画を変更する場合は、件名の「承認」を「変更」とし、本文の「第10の1の（1）」に基づき、事業実施計画（システム本格稼働計画）の承認を「第10の1の（3）」に基づき、事業実施計画（システム本格稼働計画）の変更としてください。

#### 別紙様式第15号

平成○年度農地情報公開システム本格稼働加速化事業完了報告書

番 号  
年 月 日

農林水産省経営局長 宛

(団体名)  
(代表者名) 印

農地集積・集約化対策事業実施要綱（平成26年2月6日付け25経営第3139号農林水産事務次官依命通知）第10の2に基づき、別添のとおり報告します。

添付資料：システム本格稼働事業完了報告書（別紙様式第13号）

#### 別紙様式第16号

番 号  
年 月 日

都道府県知事 宛

〇〇農業委員会  
会長 〇〇 〇〇 印

農業委員会ネットワーク機構  
(団体名) ○○○○  
(代表者名) ○○ ○○ 印

平成〇〇年度機構集積支援事業実施計画の提出について

農地集積・集約化対策事業実施要綱（平成28年2月6日付け25経営第3139号農林水産事務次官依命通知）第10の1の(3)の規定に基づく承認を受けたいので、別添のとおり機構集積支援事業実施計画を提出します。

注) 事業完了報告書を提出する場合は、件名の「事業実施計画」を「事業完了報告書」とし、本文の「第10の1の(3)の規定に基づく承認を受けたいので、別添のとおり機構集積支援事業実施計画」を「第10の2の(1)に基づき、別添のとおり機構集積支援事業完了報告書」としてご提出ください。

平成 年度機構集積支援事業実施計画（完了報告書）

I 農地法に基づく事務の適正実施のための支援事業

1～10 [略]

11 所有者不明の農地の権利調査

	件数	面積 (ha)
所有者不明の農地(調査前)		
うち利用意向調査に係るもの		
所有者が判明した農地(調査後)		
うち利用意向調査に係るもの		

(注) 事業実施計画を作成する際には記載不要です。また、事業完了報告書に当たっては、行政書士への委託に要した経費の証拠書類等の写しを併せて提出してください。

12～16 [略]

II・III [略]

(別紙) [略]

農業委員会ネットワーク機構  
(団体名) ○○○○  
(代表者名) ○○ ○○ 印

平成〇〇年度機構集積支援事業実施計画の提出について

農地集積・集約化対策事業実施要綱（平成28年2月6日付け25経営第3139号農林水産事務次官依命通知）第11の1の(3)の規定に基づく承認を受けたいので、別添のとおり機構集積支援事業実施計画を提出します。

注) 事業完了報告書を提出する場合は、件名の「事業実施計画」を「事業完了報告書」とし、本文の「第11の1の(3)の規定に基づく承認を受けたいので、別添のとおり機構集積支援事業実施計画」を「第11の2の(1)に基づき、別添のとおり機構集積支援事業完了報告書」としてご提出ください。

平成 年度機構集積支援事業実施計画（完了報告書）

I 農地法に基づく事務の適正実施のための支援事業

1～10 [略]

11 所有者不明の農地の権利調査

	件数	面積 (ha)
所有者不明の農地(調査前)		
うち共有持ち分の過半を確知できない農地		
所有者が判明した農地(調査後)		
うち共有持ち分の過半を確知		

(注) 事業実施計画を作成する際には記載不要です。また、事業完了報告書に当たっては、行政書士への委託に要した経費の証拠書類等の写しを併せて提出してください。

12～16 [略]

II・III [略]

(別紙) [略]

別紙様式第12号

地方農政局長等 宛

〇〇都道府県知事  
氏 名 印

平成〇〇年度〇〇都道府県機構集積支援事業実施計画の提出について

農地集積・集約化対策事業実施要綱（平成26年2月6日付け25経営第3139号農林水産事務次官依命通知）第10の1の(3)に基づき、事業実施主体が作成した事業実施計画を取りまとめましたので、別添のとおり提出します。

(注) 提出に当たり、別紙を作成するとともに、事業実施主体が作成する事業実施計画及び事業完了報告書に添付された経費内訳書の写しを添付してください。

(注) 事業完了報告書を提出する場合は、件名の「事業実施計画」を「事業完了報告書」とし、本文の「第10の1の(3)に基づき、事業実施主体が作成した事業実施計画」を「第10の2の(3)に基づき、事業実施主体が作成した事業完了報告書」としてください。

(別添)

平成 年度機構集積支援事業実施計画（完了報告書）  
[略]

別紙様式第13号

別紙様式第17号

地方農政局長等 宛

〇〇都道府県知事  
氏 名 印

平成〇〇年度〇〇都道府県機構集積支援事業実施計画の提出について

農地集積・集約化対策事業実施要綱（平成26年2月6日付け25経営第3139号農林水産事務次官依命通知）第11の1の(3)に基づき、事業実施主体が作成した事業実施計画を取りまとめましたので、別添のとおり提出します。

(注) 提出に当たり、別紙を作成するとともに、事業実施主体が作成する事業実施計画及び事業完了報告書に添付された経費内訳書の写しを添付してください。

(注) 事業完了報告書を提出する場合は、件名の「事業実施計画」を「事業完了報告書」とし、本文の「第11の1の(3)に基づき、事業実施主体が作成した事業実施計画」を「第11の2の(3)に基づき、事業実施主体が作成した事業完了報告書」としてください。

(別添)

平成 年度機構集積支援事業実施計画（完了報告書）  
[略]

別紙様式第18号

番 号  
年 月 日

農林水産省経営局長 宛

(団体名)  
(代表者名) 印

平成〇〇年度機構集積支援事業実施計画の承認(変更)申請について

農地集積・集約化対策事業実施要綱(平成26年2月6日付け25経営第3139号農林水産事務次官依命通知)第10の1の(7)に基づき、機構集積支援事業実施計画の承認(変更)を申請します。

添付資料:平成〇〇年度機構集積支援事業実施計画(完了報告書)(別添)

(注)事業完了報告書を提出する場合は、件名の「事業実施計画の承認(変更)申請」を「事業完了報告書の提出」とし、本文の「第10の1の(7)に基づき、機構集積支援事業実施計画の承認(変更)を申請します」を「第10の2の(4)に基づき、機構集積支援事業完了報告書を提出します」としてください。

(別添)

平成〇〇年度機構集積支援事業実施計画(完了報告書)

I 全国的な農地利用調整活動等

1・2 [略]

II 農地情報公開システム管理事業

1 農地情報公開システムの管理

番 号  
年 月 日

農林水産省経営局長 宛

(団体名)  
(代表者名) 印

平成〇〇年度機構集積支援事業実施計画の承認(変更)申請について

農地集積・集約化対策事業実施要綱(平成26年2月6日付け25経営第3139号農林水産事務次官依命通知)第11の1の(7)に基づき、機構集積支援事業実施計画の承認(変更)を申請します。

添付資料:平成〇〇年度機構集積支援事業実施計画(完了報告書)(別添)

(注)事業完了報告書を提出する場合は、件名の「事業実施計画の承認(変更)申請」を「事業完了報告書の提出」とし、本文の「第11の1の(7)に基づき、機構集積支援事業実施計画の承認(変更)を申請します」を「第11の2の(4)に基づき、機構集積支援事業完了報告書を提出します」としてください。

(別添)

平成〇〇年度機構集積支援事業実施計画(完了報告書)

[新設]

1・2 [略]

[新設]

(1) 農業委員会等及び都道府県農業委員会ネットワーク機構との調整

<u>実施時期</u>	<u>農業委員会等及び都道府県農業委員会ネットワーク機構</u>	<u>活動内容</u>

(2) 農業委員会等及び都道府県農業委員会ネットワーク機構に対する研修会の実施等

ア 研修会の実施

<u>研修会名</u>	<u>開催時期</u>	<u>開催場所</u>	<u>研修内容</u>	<u>参加人数</u>	<u>講師</u>

イ 指導・助言

<u>指導・助言の実施状況</u>		<u>指導・助言の内容</u>	
<u>農業委員会等数</u>	<u>都道府県農業委員会ネットワーク機構数</u>	<u>農業委員会等</u>	<u>都道府県農業委員会ネットワーク機構</u>

※ 事業実施計画書の作成時には記載不要

(3) 農地情報公開システムの普及啓発に必要な取組の実施

<u>実施時期</u>	<u>普及啓発の対象者</u>	<u>実施内容・方法</u>	<u>備考</u>

(4) その他

<u>活動内容</u>	<u>現状の問題点及び左記の活動を実施する</u>	<u>備考</u>

	(実施した) ことによる効果 (具体的に)	

※ この他、活動の目的、内容、経費の内訳、実施することによる効果等について説明した資料を添付してください。

2 農地情報公開システムの保守・運用

(1) 農地情報公開システムの保守・運用の概要

概 要	
-----	--

(2) 農地情報公開システムの保守・運用の実施計画 (完了報告)

時 期	事 項
○月	

※ 事項には、別記5の第2の5の(2)の(ア)から(エ)の取組内容について、簡潔に記載すること。

別紙様式第14号

番 号  
年 月 日

〇〇地方農政局長  
農林水産省経営局長 宛  
内閣府沖縄総合事務局長

平成〇〇年度交付決定前着手届

〇〇都道府県知事  
(団 体 名)

別紙様式第19号

番 号  
年 月 日

〇〇地方農政局長  
農林水産省経営局長 宛  
内閣府沖縄総合事務局長

平成〇〇年度交付決定前着手届

〇〇都道府県知事  
(団 体 名)

氏 名 印  
(代表者氏名 印)

農地集積・集約化対策事業実施要綱（平成26年2月6日付け25経営第3139号農林水産事務次官依命通知）第14の1に基づき、下記のとおり報告します。

記

1～3 [略]

(別 添) [略]

氏 名 印  
(代表者氏名 印)

農地集積・集約化対策事業実施要綱（平成26年2月6日付け25経営第3139号農林水産事務次官依命通知）第15の1に基づき、下記のとおり報告します。

記

1～3 [略]

(別 添) [略]

農地集積・集約化対策事業実施要綱（平成26年2月6日付け25経営第3139号農林水産事務次官依命通知）（別記）新旧対照表

（下線部分は改正部分）

改正後					現行				
(別記1) [略]					(別記1) [略]				
別記1別紙					別記1別紙				
農地集積奨励金					農地集積奨励金				
第1 機構が借り入れた農用地等に係る費用（別記1第2の事業に要する経費）への補助は、貸付率に応じて、下表のとおりとします。					第1 機構が借り入れた農用地等に係る費用（別記1第2の事業に要する経費）への補助は、貸付率に応じて、下表のとおりとします。				
貸付率(%)	0以上55未満	55以上70未満	70以上85未満	85以上	貸付率(%)	0以上55未満	55以上70未満	70以上85未満	85以上
補助率(%)	0	<u>6.5</u>	<u>13</u>	<u>20</u>	補助率(%)	0	<u>11.5</u>	<u>18</u>	<u>25</u>
別記1別紙様式					別記1別紙様式				
番 号					番 号				
年 月 日					年 月 日				
○○地方農政局長 農林水産省経営局長 宛 内閣府沖縄総合事務局長					○○地方農政局長 農林水産省経営局長 宛 内閣府沖縄総合事務局長				
(○○都道府県知事)					(○○都道府県知事)				
氏 名 印					氏 名 印				
平成○○年度農地中間管理機構の貸付率の報告について (農地集積奨励金交付事業)					平成○○年度農地中間管理機構の貸付率の報告について (農地集積奨励金交付事業)				

農地集積・集約化対策事業実施要綱（平成26年2月6日付け25経営第3139号農林水産事務次官依命通知）別記1別紙第3の1に基づき、農地中間管理機構の貸付率について、報告します。

(単位：ha、%)

	単年度	累計(ストック)
借受面積(①) うち転貸面積(②)		
うち管理面積 うち費用負担のない面積(③)		
貸付率(②/①-③)		

※面積については、ha単位で、小数点第2位を四捨五入し、小数点第1位まで記載すること。  
単年度の欄において、過年度借入分は、( ) 書き外数で記載すること。

添付資料：管理台帳  
費用負担がないことを証する資料

(別記2)  
機構集積協力金交付事業

第1～第4 [略]

第5 地域集積協力金交付事業

1・2 [略]

3 交付額

都道府県が以下の交付額の範囲内で、第10の4の(1)の交付基準に定める交付額

(1) 29年度の交付額

ア 初めて交付申請をする地域

以下の交付単価(別記2別表1に掲げる市町村にあっては0.4万円/10a

農地集積・集約化対策事業実施要綱（平成26年2月6日付25経営第3139号農林水産事務次官依命通知）別記1別紙第3の1に基づき、農地中間管理機構の貸付率について、報告します。

(単位：ha、%)

	単年度	累計(ストック)
借受面積(①) うち転貸面積(②)		
うち管理面積 うち費用負担のない面積(③)		
貸付率(②/①-③)		

※面積については、ha単位で、小数点第2位を四捨五入し、小数点第1位まで記載すること。  
単年度の欄において、過年度借入分は、( ) 書き外数で記載すること。

添付資料：管理台帳  
費用負担がないことを証する資料

(別記2)  
機構集積協力金交付事業

第1～第4 [略]

第5 地域集積協力金交付事業

1・2 [略]

3 交付額

都道府県が以下の交付額の範囲内で、第10の4の(1)の交付基準に定める交付額

(1) 平成28年度及び29年度の交付額

ア 初めて交付申請をする地域

以下の交付単価に機構への貸付面積を乗じた額

を加算)に機構への貸付面積を乗じた額

(ア)「地域」の農地面積(農業振興地域の区域内の農地に限ります。以下3において同じです。)に占める各年度の12月末時点における機構への貸付面積(以下「合計面積」といいます。)の割合が2割超5割以下:

1.5万円/10a(別記2別表2に掲げる区域にあつては2.0万円/10a)

(イ)「地域」の農地面積に占める合計面積の割合が5割超8割以下:

2.1万円/10a(別記2別表2に掲げる区域にあつては2.8万円/10a)

(ウ)「地域」の農地面積に占める合計面積の割合が8割超:

2.7万円/10a(別記2別表2に掲げる区域にあつては3.6万円/10a)

イ [略]

(2) 30年度の交付額

ア 初めて交付申請をする地域

以下の交付単価(別記2別表1に掲げる市町村にあつては0.4万円/10aを加算)に機構への貸付面積を乗じた額

(ア)「地域」の農地面積(農業振興地域の区域内の農地に限ります。以下3において同じです。)に占める各年度の12月末時点における機構への貸付面積(以下「合計面積」といいます。)の割合が2割超5割以下:

1.0万円/10a(別記2別表2に掲げる区域にあつては2.0万円/10a)

(イ)「地域」の農地面積に占める合計面積の割合が5割超8割以下:

1.4万円/10a(別記2別表2に掲げる区域にあつては2.8万円/10a)

(ウ)「地域」の農地面積に占める合計面積の割合が8割超:

1.8万円/10a(別記2別表2に掲げる区域にあつては3.6万円/10a)

イ [略]

(3) [略]

4 [略]

第6 [略]

(ア)「地域」の農地面積(農業振興地域の区域内の農地に限ります。以下3において同じです。)に占める各年度の12月末時点における機構への貸付面積(以下「合計面積」といいます。)の割合が2割超5割以下:

1.5万円/10a(別記2別表1に掲げる市町村にあつては1.9万円/10a)

(イ)「地域」の農地面積に占める合計面積の割合が5割超8割以下:

2.1万円/10a(別記2別表1に掲げる市町村にあつては2.5万円/10a)

(ウ)「地域」の農地面積に占める合計面積の割合が8割超:

2.7万円/10a(別記2別表1に掲げる市町村にあつては3.1万円/10a)

イ [略]

(2) 30年度の交付額

ア 初めて交付申請をする地域

以下の交付単価に機構への貸付面積を乗じた額

(ア)「地域」の農地面積(農業振興地域の区域内の農地に限ります。以下3において同じです。)に占める各年度の12月末時点における機構への貸付面積(以下「合計面積」といいます。)の割合が2割超5割以下:

1.0万円/10a(別記2別表1に掲げる市町村にあつては1.4万円/10a)

(イ)「地域」の農地面積に占める合計面積の割合が5割超8割以下:

1.4万円/10a(別記2別表1に掲げる市町村にあつては1.8万円/10a)

(ウ)「地域」の農地面積に占める合計面積の割合が8割超:

1.8万円/10a(別記2別表1に掲げる市町村にあつては2.2万円/10a)

イ [略]

(3) [略]

4 [略]

第6 [略]

第7 耕作者集積協力金交付事業

1 [略]

2 交付要件

(1)・(2) [略]

(3) 交付対象農地が、機構から借受希望者に対し貸し付けられること。

なお、当該借受希望者が機構から交付対象農地を借り受けることにより、当該借受希望者が当該交付対象農地を含め、(1)のイの要件を満たす2筆以上の農地を経営することとなる必要があります。

(4) [略]

(5) 別記2別表3に掲げる流動化に係る補助金の交付対象農地については、当該補助金の交付要件である利用権等設定期間内は本協力金の交付対象農地となりません。

ただし、(出し手対策である)交付対象農地であり、かつ、(受け手対策である)規模拡大加算及び規模拡大交付金の交付対象農地でない場合は、利用権を有している者に対する本協力金の交付対象農地となります。

(6)～(8) [略]

3 交付額

事業実施年度の12月末において交付要件を満たす農地面積(畦畔面積を含みます。)に応じ、以下の金額の範囲内で第10の4の(1)の交付基準に都道府県が定めた額を交付します。

(1) 29年度の交付額

交付要件を満たす農地面積の合計×1.0万円/10a (別記2別表2に掲げる区域にあっては2.0万円/10a)

(2) 平成30年度の交付額

交付要件を満たす農地面積の合計×5千円/10a (別記2別表2に掲げる区域にあっては2.0万円/10a)

4 [略]

第8 [略]

第7 耕作者集積協力金交付事業

1 [略]

2 交付要件

(1)・(2) [略]

(3) 交付対象農地が、機構から借受希望者に対し貸し付けられること。

(4) [略]

(5) 別記2別表2に掲げる流動化に係る補助金の交付対象農地については、当該補助金の交付要件である利用権等設定期間内は本協力金の交付対象農地となりません。

ただし、(出し手対策である)交付対象農地であり、かつ、(受け手対策である)規模拡大加算及び規模拡大交付金の交付対象農地でない場合は、利用権を有している者に対する本協力金の交付対象農地となります。

(6)～(8) [略]

3 交付額

事業実施年度の12月末において交付要件を満たす農地面積(畦畔面積を含みます。)に応じ、以下の金額の範囲内で第10の4の(1)の交付基準に都道府県が定めた額を交付します。

(1) 平成28年度及び29年度の交付額

交付要件を満たす農地の合計×1.0万円/10a

(2) 平成30年度の交付額

交付要件を満たす農地の合計×5千円/10a

4 [略]

第8 [略]

第9 農地流動化に係る補助金の取扱い

別記2別表3に掲げる流動化に係る補助金の交付対象農地について、当該補助金の交付要件である利用権設定等期間（農地利用集積円滑化団体又は農地保有合理化法人との間で締結した白紙委任契約期間を含みます。）内に当該利用権（白紙委任契約）を解約した上で機構に貸し付けられた場合であっても、以下のいずれかの要件を満たせば補助金の返還を要しないこととします。

1・2 [略]

第10 その他留意事項

1～4 [略]

5 都道府県は、第4の3に係る新規集積農地面積のリスト等を作成し、集計・確認に要した書類と併せて本則第13に準じて保存してください。

なお、集計・確認に要した書類を都道府県以外の関係機関が保有している場合にあっては、都道府県から関係機関に対し、当該書類の保存を依頼してください。

別記2別表1 [略]

別記2別表2

県名	区域名
福島県	以下の市町村の区域のうち、平成23年4月22日時点における警戒区域、計画的避難区域又は緊急時避難準備区域  田村市 南相馬市 飯舘村 川俣町 浪江町 葛尾村 双葉町 大熊町 富岡町 川内村 楢葉町 広野町

別記2別表3 [略]

第9 農地流動化に係る補助金の取扱い

別記2別表2に掲げる流動化に係る補助金の交付対象農地について、当該補助金の交付要件である利用権設定等期間（農地利用集積円滑化団体又は農地保有合理化法人との間で締結した白紙委任契約期間を含みます。）内に当該利用権（白紙委任契約）を解約した上で機構に貸し付けられた場合であっても、以下のいずれかの要件を満たせば補助金の返還を要しないこととします。

1・2 [略]

第10 その他留意事項

1～4 [略]

[新設]

別記2別表1 [略]

[新設]

別記2別表2 [略]

[削除]

(別記3)

農地情報公開システム等整備事業（平成25年度補正予算事業）

**第1 目的**

全ての農業委員会等（農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第3条第5項の規定に基づき農業委員会を設置していない市町村を含みます。以下同じです。）において農地法第52条の2の規定に基づく農地台帳を調製できるようにするとともに、農地法第52条の3の規定に基づく農地台帳に記録された事項の公表及び農地に関する地図の作成と公表を実施できるようにすることを目的とします。

**第2 対象事業**

**1 農地情報公開システム整備事業**

本事業は、第1の目的を達成するために補助金により公募団体において造成された基金を活用して公募団体が行う次の事業とします。

(1) 一元的電子マップシステムの開発委託事業

(2) 一元的電子マップシステムの管理・運営事業

(3) 一元的電子マップシステムを活用した農業委員会等の地図システム整備委託事業

**2 農地台帳システム整備事業**

本事業は、第1の目的を達成するために補助金により都道府県において造成された基金を活用して事業実施主体が行う次の事業とします。

(1) 農地台帳システムの新規導入事業

(2) 農地台帳システムの改修事業

(3) 農地台帳システムのデータ更新等システム管理事業

**第3 事業の内容**

**1 農地情報公開システム整備事業**

(1) 一元的電子マップシステムの開発委託事業

公募団体が、一元的電子マップシステムを開発する事業者（以下「開発業者」

といます。)を公募し、選定された開発業者に一元的電子マップシステムの構築に要する経費を委託費として交付します。開発業者の公募に当たっては、総合評価落札方式による公募を実施することとし、公募団体は確実に一元的電子マップシステムを構築できる開発業者を選定するものとします。

なお、一元的電子マップシステムには以下の機能を備えるものとします。

- ① 各農業委員会から農地台帳の公開情報をCSV形式で取り込むためのインターフェース及び取り込んだ情報をデータベース化し保存できる機能を備えていること。
- ② 関係機関から農地の受け手が必要としている情報の提供を受けた場合にCSV形式で取り込むためのインターフェース及び取り込んだ情報をデータベース化し保存できる機能を備えていること。
- ③ 各農業委員会から基図(地番図等)のデータ提供を受けた場合に、shape形式で取り込むためのインターフェース及び取り込んだ情報をデータベース化し保存できる機能を備えていること。
- ④ 日本全国の背景図(航空写真等)を原則2500分の1の縮尺(5000分の1でも可)で備えていること。また、当該地図及び③の基図を一般の者がインターネットで参照可能とするとともに、農業委員会等が無償で活用できること。
- ⑤ ①及び②で取り込んだ公開情報等について農地ごとにおおよその位置を④の地図上に図示することにより、一般の者に公開できる機能を備えていること。
- ⑥ その他一元的電子マップシステムの活用に必要な機能を備えていること。

## (2) 一元的電子マップシステムの管理・運営事業

公募団体が、1で開発した一元的電子マップシステムの管理や運営を実施するための事業です。具体的には以下の取組を実施するものとします。

- ① 各農業委員会に対し、農地台帳システムに関する指導を行うとともに、一元的電子マップシステムに搭載する農地台帳の公開情報を各農業委員会から収集すること。
- ② 一元的電子マップシステムの利用者(農業委員会等関係機関も含む)からの問い合わせに対応すること。
- ③ 一元的電子マップシステムの利用促進

④ その他一元的電子マップシステムの管理・運営に必要な取組

(3) 一元的電子マップシステムを活用した農業委員会等の地図システム整備委託事業

公募団体が、1で開発した一元的電子マップシステムを活用し、農地法第52条の3第2項の規定に基づき各農業委員会が整備することとなる地図を利活用できるようにするため、各農業委員会が業務で活用するために必要な機能を備えているソフトウェアの開発及び農地台帳との結合やシステムのセットアップを行う事業者（以下「利活用事業者」といいます。）を公募し、選定された利活用事業者  
に各農業委員会が地図の活用に要する経費を委託費として交付します。利活用事業者の公募にあたっては、総合評価落札方式による公募を実施することとし、公募団体は確実に各農業委員会が地図を利活用できる利活用事業者を選定するものとします。

なお、本事業により開発するソフトウェアは原則として各農業委員会で整備する全ての農地台帳システムと互換性を有していることとします。

2 農地台帳システム整備事業

(1) 農地台帳システム新規導入事業

都道府県が、自ら又は市町村への補助により実施する事業であって、農地台帳システムを導入していない農業委員会等が農地法第52条の2の規定に基づく農地台帳を調製するためのシステム整備を実施するために要する経費を補助します。

なお、農地台帳システムの新規導入に当たっては平成25年度委託事業「多面的機能・担い手調査のうち直接支払制度の設計に必要な基盤調査等」により作成される最適化システム構築案及びデータベース（以下「システム構築案等」といいます。）を活用するものとします。

(2) 農地台帳システムの改修事業

都道府県が、自ら又は市町村への補助により実施する事業であって、農地台帳システムを導入している農業委員会等が農地法第52条の2の規定に基づく農地台帳を調製するために既存のシステムを改修するために要する経費を補助します。

なお、農地台帳システムの改修に当たってはシステム構築案等を活用するものとします。

### (3) 農地台帳システムのデータ更新等システム管理事業

都道府県が、自ら又は市町村への補助により実施する事業であって、農地台帳システムを導入している農業委員会等が農地法第52条の2第3項の規定に基づく農地台帳の正確な記録の確保に努めるために実施する固定資産課税台帳や住民基本台帳との照合及び農地台帳システムの維持管理を実施するために要する経費を補助します。

## 第4 事業の要件

第3の2の事業実施にあたっては、以下の要件を満たす必要があります。

### 1 農地台帳システムで管理すべき項目

第2の2で規定した事業を実施する際には、都道府県は事業実施主体に対して農地法第52条の2で定めた事項を適切に管理できることを条件として付すこととします。

### 2 農地台帳システムに具備すべき機能

第2の2で規定した事業を実施する際には、都道府県は事業実施主体に対して以下の機能を満たしていることを条件として付すこととします。

(1) 名寄せ等のためのコードの追加が容易であること。

(2) 集計可能な項目の追加がなるべく多くできること。

(3) CSV形式でのデータ出力などにより、エクセル等の表計算ソフト等と親和性が高いこと。

(4) 一筆の一部を使用賃借している場合などに対応出来るよう、内地番管理が可能なこと。

(5) 地番のない河川敷等における耕作状況を集計管理出来るよう、仮地番によるデータ管理が可能であること。

(6) 農地面積や権利関係等の必要項目の履歴管理が出来ること。

(別記4)

(別記3)

農地情報公開システム本格稼働加速化事業（平成28年度補正予算事業）

第1～第3 [略]

第4 事業に要する経費の使途

事業に要する経費の使途は、別表2の6に掲げる内容とします。

(別記4)

機構集積支援事業

第1 [略]

第2 事業の内容

1 第2の1の事業の留意事項

(1) [略]

(2) 農地の利用状況等の調査

農地の利用状況等の調査については、次に掲げる活動に要する経費を支援します。

ア・イ [略]

[削る]

(3) 所有者不明の農地の権利関係調査

所有者不明の農地の権利関係の調査等（農地法第32条及び第33条に基づく利用意向調査のための権利関係の調査を含む。）に要する経費を支援します。

(4)～(6) [略]

(7) その他

(1) から (6) までに定める活動に関する次に掲げる活動に要する経費に

農地情報公開システム本格稼働加速化事業（平成28年度補正予算事業）

第1～第3 [略]

第4 事業に要する経費の使途

事業に要する経費の使途は、別表2の8に掲げる内容とします。

(別記5)

機構集積支援事業

第1 [略]

第2 事業の内容

1 第2の1の事業の留意事項

(1) [略]

(2) 農地の利用状況等の調査

農地の利用状況等の調査については、次に掲げる活動に要する経費を支援します。

ア・イ [略]

ウ 所有者不明の農地の権利関係調査

農地法第32条及び第33条に基づく利用意向調査の実施に当たり、当該農地の所有者等の所在が不明の場合における権利関係の調査

[新設]

(3)～(5) [略]

(6) その他

(1) から (5) までに定める活動に関する次に掲げる活動に要する経費に

ついて支援します。

ア・イ [略]

2～4 [略]

#### 5 農地情報公開システム管理事業

担い手への農地の集積・集約化を促進するため、全国農業委員会ネットワーク機構が行う農地情報公開システムの管理に必要な次に掲げる事業に要する経費を支援します。

##### (1) 農地情報公開システムの管理

農地情報公開システムを管理するために行う以下の取組に要する経費を支援します。

ア 農地情報公開システムを管理する上で必要な農業委員会等及び都道府県農業委員会ネットワーク機構との調整

イ 農地情報公開システムの利用促進に必要な農業委員会等及び都道府県農業委員会ネットワーク機構に対する研修会の実施及び指導・助言

ウ 農地情報公開システムの普及啓発に必要な取組

エ その他農地情報公開システムの管理に必要な取組

##### (2) 農地情報公開システムの保守・運用

農地情報公開システム管理事業のうち、農地情報公開システムの保守・運用については、全国農業委員会ネットワーク機構が、農地情報公開システムの保守・運用を実施する事業者を公募の上選定することとし、選定された事業者に以下の農地情報公開システムの保守・運用の取組に要する経費を支援します。全国農業委員会ネットワーク機構は、確実に農地情報公開システムの保守・運用を行うことができる事業者を選定し、事業者との契約に当たっては、公募随意契約により事業者と契約することとします。

ア 農地情報公開システムの保守・運用に必要となるソフトウェア等の保守・運用

イ 農地情報公開システムの保守・運用に必要となるサーバー設備等の保守・運用

ウ 農地情報公開システムに係るヘルプデスク業務

ついて支援します。

ア・イ [略]

2～4 [略]

[新設]

エ その他農地情報公開システムの保守・運用に必要な取組

第3 [略]

第4 事業実施における留意事項

1 第2の1の事業の留意事項

(1) 農地の利用状況等の調査

遊休農地等のあっせん及び利用関係の調整に関し、関係機関又は所有者等との協議又は打合せ等を行った場合には、事業実施主体は、別記4様式第1号により調整した農地、協議・打合せ等の概要等必要な情報を速やかに記録の上、整理・保存してください。

(2) 農地等の台帳の調査等

ア 農地等の所在、所有者等の調査には、農地法第52条の2第1項各号に掲げる事項の調査が含まれます。

イ [略]

2 第2の2の事業の留意事項

(1) [略]

ア [略]

イ 相談・苦情概要の記録及び報告

農地相談員は、農地及び農業経営等に関する相談・苦情を受けた場合には、別記4様式第2号により相談・苦情日時、相談・苦情概要及び対応状況その他必要な情報を速やかに記録し、事業実施主体に報告してください。また、事業実施主体はそれを整理し、必要な措置を講じるとともに、それを保存してください。

(2) [略]

3・4 [略]

第3 [略]

第4 事業実施における留意事項

1 第2の1の事業の留意事項

(1) 農地の利用状況等の調査

遊休農地等のあっせん及び利用関係の調整に関し、関係機関又は所有者等との協議又は打合せ等を行った場合には、事業実施主体は、別記5様式第1号により調整した農地、協議・打合せ等の概要等必要な情報を速やかに記録の上、整理・保存してください。

(2) 農地等の台帳の調査等

ア 農地等の所在、所有者等の調査には、農地法第52条の2第1項各号に掲げる事項の調査が含まれます。また、農地法施行規則第102条に基づく固定資産課税台帳及び住民基本台帳との照合のシステム化が完了するまでの間の暫定的な措置として、当該照合作業についても含むものとします。

イ [略]

2 第2の2の事業の留意事項

(1) [略]

ア [略]

イ 相談・苦情概要の記録及び報告

農地相談員は、農地及び農業経営等に関する相談・苦情を受けた場合には、別記5様式第2号により相談・苦情日時、相談・苦情概要及び対応状況その他必要な情報を速やかに記録し、事業実施主体に報告してください。また、事業実施主体はそれを整理し、必要な措置を講じるとともに、それを保存してください。

(2) [略]

3・4 [略]

## 第5 定期報告

### 1 第2の1、2及び3の事業の定期報告

(1) 事業実施主体は、毎年度、第3四半期の末日までの事業の実施状況について 別記4様式第3号により、1月15日までに都道府県知事に報告してください。

(2) 都道府県知事は、事業実施主体から事業の実施状況の報告を受けた場合には、別記4様式第4号によりとりまとめたものを1月末までに地方農政局長等に報告してください。

(3)～(5) [略]

### 2 第2の4及び5の事業の定期報告

(1) 事業実施主体は、毎年度、第3四半期の末日までの事業の実施状況について 別記4様式第5号により、1月末までに経営局長に報告してください。

(2)～(4) [略]

## 第6 農業委員等の活動の管理

### 1 第2の1、2及び3の事業の管理

(1) [略]

(2) 事業実施主体は、(1)により報告があった場合は、速やかに 別記4様式第6号による活動管理簿に記載し、その活動を的確に把握・管理してください。

### 2 第2の4の事業の管理

(1) 第2の4のイの調査員は、毎年度、活動計画(別記4様式第7号)を作成し、全国農業委員会ネットワーク機構の長の了承を得るものとします。また、事業実施主体は、了承された活動計画を速やかにホームページに掲載するものとします。

(2) 事業実施主体は、調査員の活動日誌(別記4様式第8号)を備え、調査員の活動内容(日時、活動内容等)を記録・保存し、各四半期の終了する月の翌月末までにホームページに掲載するとともに、経営局長に報告するものとします。

## 第7 事業に要する経費の使途

## 第5 定期報告

### 1 第2の1、2及び3の事業の定期報告

(1) 事業実施主体は、毎年度、第3四半期の末日までの事業の実施状況について 別記5様式第3号により、1月15日までに都道府県知事に報告してください。

(2) 都道府県知事は、事業実施主体から事業の実施状況の報告を受けた場合には、別記5様式第4号によりとりまとめたものを1月末までに地方農政局長等に報告してください。

(3)～(5) [略]

### 2 第2の4の事業の定期報告

(1) 事業実施主体は、毎年度、第3四半期の末日までの事業の実施状況について 別記5様式第5号により、1月末までに経営局長に報告してください。

(2)～(4) [略]

## 第6 農業委員等の活動の管理

### 1 第2の1、2及び3の事業の管理

(1) [略]

(2) 事業実施主体は、(1)により報告があった場合は、速やかに 別記5様式第6号による活動管理簿に記載し、その活動を的確に把握・管理してください。

### 2 第2の4の事業の管理

(1) 第2の4のイの調査員は、毎年度、活動計画(別記5様式第7号)を作成し、全国農業委員会ネットワーク機構の長の了承を得るものとします。また、事業実施主体は、了承された活動計画を速やかにホームページに掲載するものとします。

(2) 事業実施主体は、調査員の活動日誌(別記5様式第8号)を備え、調査員の活動内容(日時、活動内容等)を記録・保存し、各四半期の終了する月の翌月末までにホームページに掲載するとともに、経営局長に報告するものとします。

## 第7 事業に要する経費の使途

事業に要する経費の使途は、別表2の7に掲げる内容とします。

第8・第9 [略]

別記4様式第1号～別記4様式第4号 [略]

別記4様式第5号

平成〇〇年度機構集積支援事業における定期報告書（第3四半期）

I 全国的な農地利用調整活動等

1・2 [略]

II 農地情報公開システムの管理

1 農地情報公開システムの管理

(1) 農業委員会等及び都道府県農業委員会ネットワーク機構との調整

実施時期	農業委員会等及び都道府県農業委員会ネットワーク機構	活動内容

(2) 農業委員会等及び都道府県農業委員会ネットワーク機構に対する研修会の開催等

ア 研修会の開催

研修会名	開催時期	開催場所	研修内容	参加人数	講師

事業に要する経費の使途は、別表2の9に掲げる内容とします。

第8・第9 [略]

別記5様式第1号～別記5様式第4号 [略]

別記5様式第5号

平成〇〇年度機構集積支援事業における定期報告書（第3四半期）

[新設]

1・2 [略]

[新設]

イ 指導・助言の実施

<u>指導・助言の実施状況</u>		<u>指導・助言の内容</u>	
<u>農業委員会等数</u>	<u>都道府県農業委員会ネットワーク機構数</u>	<u>農業委員会等数</u>	<u>都道府県農業委員会ネットワーク機構</u>

(3) 農地情報公開システムの普及啓発に必要な取組の実施

<u>実施時期</u>	<u>普及啓発の対象者</u>	<u>実施内容・方法</u>	<u>備考</u>

(4) その他

<u>活動内容</u>	<u>現状の問題点及び左記の活動を実施する(実施した)ことによる効果(具体的に)</u>	<u>備考</u>

※ この他、活動の目的、内容、経費の内訳、実施することによる効果等について説明した資料を添付してください。

2 農地情報公開システムの保守・運用

(1) 農地情報公開システムの保守・運用の概要

概要	
----	--

(2) 農地情報公開システムの保守・運用の状況

時期	事項
○月	

※ 事項には、別記5の第2の5のアの(ア)から(エ)までの取組内容について、簡潔に記載すること。

別記4様式第6号～別記4様式第8号 [略]

別記5様式第6号～別記5様式第8号 [略]